平成30年6月12日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)															
	1番	向	井		正	2番	吉	田		豊	3番	田	中	静	雄
出席議員	4番	碇		勝	征	5番	漆	原	悦	子	6番	井	上	正	宣
(10名)	7番	吉	富		隆	8番	大	Ш	隆	城	9番	原	田		希
	10番	寺	﨑	太	彦										
欠席議員 (0名)															
ub + 卢 ン/› ›+	町		長	固	〕 廣	勇	平		副	町	長	森			軸
地方自治法	教	育	長	野	F 🏻	敏	雄		会計	上管 理	1 者	森	園	敦	志
第121条の 規定により	総務	課	長	髙	i 島	浩	介		まち・ひ	と・しごと創	生室長	河	上	昌	弘
規 化 に よ り - 説 明 の た め	財政		長	坂	京 井	忠	明		建;	設 課	長	三	好	浩	之
会議に出席	産業			E	髙	泰	明		住」	民 課	長	福	島	敬	彦
云	健康福	福祉 護	果長	江	島	朋	子		税	務 課	長	小	野	清	人
した有の職 - 氏名	教育委員	会事務	局長	丰	ī 田		淳		生涯	学習調	果長	矢重	助丸	栄	1
人 石	文 化	課	長	中	島		洋								
職務のため 出席した 事務局職員	議会事	事務月			富	哲	次		議会	事務局的	 系長	江	﨑	智	恵

議事日程 平成30年6月12日 午前9時30分開会(開議)

日程第1 一般質問(町行政事務全般について)

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議	員 名	質 問 事 項
5 7番	吉富隆	1. ふるさと納税関連及び契約について	
		2. 子育て支援について	
		3. 道の駅建設について	
		1. 環境整備について	
6	6 5番	漆原悦子	2. ふるさと納税について
		3. 子育て支援について	
7 9番	百田 冬	1. 中心市街地の再開発について	
, ,		原田 希	2. 教育行政について
			1. 社協への補助について
8 6番			2. タウンプロモーションの今後は
	6番	井上正宣	3. 学校給食費について
			4. 耕地整理溜池について
		5. イオンの閉店について	

午前9時30分 開議

〇議長(寺崎太彦君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま吉田教育委員会事務局長から6月11日の田中議員からの一般 質問の発言の取り消しと、会議録からの削除をしたいとの申し出がありました。発言の申し 入れを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

皆様おはようございます。6月11日の一般質問の答弁につきまして、発言の取り消しの申

し入れに対する許可をいただき、まことにありがとうございます。

田中議員の質問事項1、教育子育で支援についての質問要旨1、教育、クーポンの取り組み内容はの御質問に、中学1年生は中1ギャップの解消、中学3年生は高校入試に向けた取り組みである旨、お答えをいたしました。さら問いの中で、今後、全生徒に広げる予定はとのお尋ねで、財政とも協議しながら、全生徒を対象に実施したいと答弁をいたしました。

現在、中学2年生を対象にしていないのは、財政事情が原因という意味合いで答弁をして しまいました。しかし、現状は、中学校のほうから2年生の放課後については、部活動を主 体に取り組みたいという意見をいただいておりましたので、放課後補充学習につきましては、 中学1年生と中学3年生を対象にしているところでございました。

よって、昨日の財政とも協議しながら、全生徒を対象に実施したいという答弁及び関連答 弁につきましては誤りでございます。大変申しわけございません。おわび申し上げますとと もに、発言の取り消しと会議録からの削除をお願い申し上げます。

〇議長(寺崎太彦君)

吉田教育委員会事務局長からの発言の取り消しと会議録からの削除を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。吉田教育委員会事務局長からの発言の取り消しと会議録からの削除 は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

お諮りいたします。ただいま吉田教育委員会事務局長から6月11日の大川議員からの一般 質問の発言の訂正と会議録の訂正をしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可す ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

6月11日の一般質問の答弁につきまして、発言の訂正の申し出に対する許可をいただき、 まことにありがとうございます。重ねて大変申しわけございませんでした。

大川議員の質問事項1、学童保育の充実にむけての、質問要旨1、以前から現在の実施のスペースが足りないと言われていたが、その解消対策はどうかという御質問のさら問いの中で、お預かりしている児童数の中で、特別支援学級に在籍する児童数はとの問いに11名と答弁いたしました。しかし、11名は負担金の減免者数でございました。正しくは、支援を要する児童は7名でございました。大変申しわけございません。おわび申し上げますとともに、

発言の訂正と会議録の訂正をお願いいたします。

〇議長(寺崎太彦君)

吉田教育委員会事務局長からの発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。吉田教育委員会事務局長からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

お諮りいたします。ただいま矢動丸生涯学習課長から6月11日の大川議員からの一般質問の発言の取り消しと会議録からの削除をしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。

〇生涯学習課長 (矢動丸栄二君)

皆さんおはようございます。6月11日、一般質問につきまして、発言の取り消しの申し出 に対する許可をいただき、まことにありがとうございます。また、貴重な時間を費やし、ま ことに申しわけございません。

先日、8番大川議員の質問事項3、幼児用遊具の整備について、要旨1、中央公園の大型遊具そばに幼児用遊具の整備を希望しているがの答弁の中で、一方で、木製遊具本体の寿命が10年から15年と言われていることから、遊具全体の見直しを考えなければならない時期になっていると思いますと答弁をしましたが、答弁の取り消しと、次に、遊具更新の計画を立てるという発言及び遊具全体の見直し計画に向けた調査に関連した発言取り消しと会議録からの削除をお願い申し上げます。

これは私の一方的な考えで答弁したことに対しましての取り消し、お願いということになります。どうも申しわけございませんでした。

〇議長(寺崎太彦君)

矢動丸生涯学習課長からの発言の取り消しと会議録からの削除を許可することに御異議ご ざいませんか。 (「議長」と呼ぶ者あり)

〇8番(大川隆城君)

今、訂正削除の申し出がございましたが、一言意見を言わせてもらってよろしゅうござい ましょうか。

〇議長(寺﨑太彦君)

はい。

〇8番(大川降城君)

自席でいいですか。そちら、どちらで、ここでいいですか。

〇議長(寺崎太彦君)

はい。

〇8番(大川隆城君)

ただいま吉田事務局長並びに矢動丸課長から発言取り消し、訂正の申し出がございましたが、私どもは、いろいろ執行部からの答弁を聞くに当たりましては、各課長からの答弁も、これは町長以下、執行部全体の考え方を示してもらっていると思って聞いているわけなんですよね。ですから、そのことについて、聞いた以上は、そうなるものだという認識をするわけです。それをもとにして、また次の質問なりなんなりをやっていくわけでありますから、そこが間違っとったら、手前どもの考えもまた、当然変えていかなくちゃならないということになります。ですから、本当に答弁される折には、一般質問の通告をやったときには、執行部、課長、町長も含めて、課長さんたち全員での一般質問に対しての勉強会ですか――もあっているわけですから、その辺は十分にお互いの連絡ですね、連携をとることも含めて、お互いのいろんなことについて、これはどうだ、これはどうだというのは、もう本当、詳細に連絡し合ってですね、間違いのないようにやってもらいたい。そうしなければ、今後、本当にまた、ここでは言ったけれども、間違っとった、訂正しますの繰り返しではですね、よろしくない。好ましくないんですね。ですから、その辺はもう十分心して今後は取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

〇議長(寺崎太彦君)

私からも、先ほどの意見は議会、議員の皆さんの意見だと思いますので、執行部はこれから注意して、こういうことがないようによろしくお願いいたします。

矢動丸生涯学習課長からの発言の取り消しと会議録からの削除を許可することに御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。矢動丸生涯学習課長からの発言の取り消しと会議録からの削除は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第1 一般質問

〇議長(寺崎太彦君)

日程第1.一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆議員よりお願いいたします。

〇7番(吉富 隆君)

皆さんおはようございます。ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、 質問をさせていただきます。

その前にですね、6月12日というと、世界中が注目されている北朝鮮、アメリカとの首脳会議が日本時間で10時から開催されるということでございます。興味を持っているところでございますと同時にですね、日本の政府は、拉致問題等々がスムーズにいくような形になってくれればいいなと期待もしているところでございます。

それでは、早速質問に移らさしていただきます。大きく3点ほど質問をさせていただきます。質問第1番目に、ふるさと納税関連及び契約について質問をさせていただきます。要旨1、ふるさと納税進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

なお、括弧書きで29年、30年の比較はということで通告をさせていただいておりますが、 非常にこの比較ということについては疑問を持たれているのではなかろうかなというふうに 思います。しかしながら、平成27年、28年、29年と、ふるさと納税については、町長初め、 職員の皆さんの御努力によって大きく右肩上がりに寄附がふえている状況下にあるのは皆さ ん御承知のとおりだというふうに思います。

そういう中で、総務省からの通達が来ていると思います。その内容は、我々議会には今の ところお示しがないのでわかりません。できれば、その通達がどのような形で来たのか、まず1点お尋ねをさせていただきます。

そうすることによって、今までは国のほうからの縛りがなかった。返礼品の問題等々が恐らく来ているのではなかろうかなと思います。そういった状況の中で、29年が今までのピークの寄附金が寄せられている中で、今後の対策として、大きなそこに比較が出るのではなかろうかなと心配をしておりますので、そういったことを含めて御答弁をいただければというふうに思っております。

それから、要旨2の30年度の返礼品業者の選定、契約の内容についてですが、29年も質問をさせていただきました。新年度に入ってもう3カ月目に当たるんですが、今現在も、29年同様の事業がなされているものと思いますので、返礼業者の選定についてと契約の内容をお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、要旨3番のふるさと納税PR広告内容及び業者選定についてでございますが、 前年度は138,000千円だったと記憶しておりますが、30年度につきましては150,000千円の予 算を計上されております。この中身についてどのようなPR活動をされるのか、どこにどれ だけの歳出をされて、どのような業者がそれを担当しているのかですね、お尋ねをしてまい りたいというふうに思います。 要旨4番、アンテナショップの計画についてでございますが、29年度も東京の青山町にアンテナショップを設置されております。今年度はどのような形で計画をされているのか、どういう業者がそういったことを受けなってやっておられるのか、大きな予算措置でございますので、ぜひとも詳しく御説明をいただければなと思っております。

大きく2点目に子育て支援についてでございますが、同僚議員からもこれは質問が出ております。したがって、若干ながらの配慮をしながら私なりに質問をさせていただきます。

質問内容につきましては、中学生1年生、3年生という形の中で、185名に30千円の補助をするというようなことでございますが、この財源につきましては、放課後補充学習委託料10,661千円を充てられるものだと思っております。そうしますとですね、非常に数字的に若干誤差が出てくるのではないかというふうに考えます。185名に対して30千円の補助をすることによって5,550千円ぐらいの金になるかと思います。これは消費税も含めてでございますが、これをですね、受けられた業者さんには余りにも金額の差があるのではないかなと、そこら辺についてちょっと疑問を持つんで、御説明方をお願いをしたいと思います。

それから2番目、クーポン券の支給事業の委託業者の選定、どのようにしてお決めになられたのか。非常に上峰町については、子供支援については手厚い策が練られておりますので、これは非常にいいことだと思います。

その中でですね、若干前後しますが、前教育長さんにおかれましては、給食無料化のときにいるいろな質問等々出てまいりました。無料化をすることによって、塾等々に行っている人の軽減が家庭に出てくるではないかと。それは塾に通うように指示をするというような発言もあっておりますので、ここ二重になるのではないかと。二重になればなるほど、これは各家庭によっては喜ばしいことではなかろうかなと思いますが、その辺についてもお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、道の駅建設でございますが、これはできるまでは道の駅という言葉は使えないですよという御指摘もいただいておりますし、地域振興という形であろうと思いますが、要旨の1番に進捗状況についてお尋ねをさしていただきます。これも予算化して業者が入っているんで、前に進んでいるもんと私は思っておりますので、その進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねをさしていただきます。

2番目に、これも前回も質問さしていただきましたが、建設予定地はある程度もう決まっているんではなかろうかと思っておりますが、この建設予定地についてはイオンの閉店と関連があるかどうか、ないのかもお尋ねをさせていただきます。

以上、大きく3点質問をさせていただきます。また、そういう中でも、大川議員から指摘 がございましたように、間違いのないような御答弁をいただければありがたいというふうに 思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(寺﨑太彦君)

それでは、質問事項1、ふるさと納税関連及び契約について、質問要旨1、ふるさと納税 進捗状況について(平成29年、30年の比較)について、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

お答えを申し上げます。

ふるさと納税進捗状況について(平成29年、30年の比較)ということでございます。

本町におきまして、この比較をする場合に、この通告のとおりに沿って回答を考えておりましたので、29年の例月の寄附金額の状況と寄附件数の状況というものを比較をしたものをですね、これは資料としてお配りをさしていただいていると――お配りはしていないようでございますので、手元に持っておりますので、読み上げさせていただきながら、先ほど総括質疑の中で、御趣旨の通達の分も資料を今手に入れましたので、絡めて答弁を申し上げたいと思います。

平成29年4月は2万2,174件、平成30年度が1万6,498件、平成29年度5月が1万6,373件、平成30年度、2万1,491件、以降は平成29年度しかまだ計算ができておりません。6月が2万5,518件、7月が1万9,654件、8月が1万2,570件、9月が1万7,909件、10月が2万9,520件、11月が4万6,143件、12月が8万8,631件、1月が18万8,491件、2月が2万1,040件、3月が1万5,854件、4月以降6,576件ということで、29年度が5万1,453件でございます。30年度は今現在、4月、5月しか計算ができておりませんので、3万7,989件ということで御理解いただきたいと思います。4月はですね、若干昨年よりも目減りしているものの、5月は昨年より上回る勢いでございまして、定性的にふるさと納税については増加傾向にあるというふうに理解していただければと思います。

また、通達につきましては、総務省から4月1日付、総務大臣のお名前から各都道府県知事にですね、これは通達が来ておりまして、本町には、各県から各市町にそのような内容、総務大臣のこの通達をあわせて配布がなされているということでございます。

ふるさと納税にかかわる返礼品の送付等についてということでございますけれども、通知のポイントとしましては、ふるさと納税のさらなる活用に向けた取り組みの推進ということと、また、返礼品の送付に関して、平成29年4月の通知に沿った対応を引き続き要請するということ、特に地場産品以外の送付について良識のある対応を要請ということと、返礼品割合の徹底を要請ということでございます。

この中で本町としては、以前、御議論していただきました遠隔地の農産物を商品にアップしていたということを踏まえた対応が求められていると思いますし、昨年の4月通知に沿った対応を求められているものと思ってございまして、本町といたしましては、昨年の4月の通知の内容の遵守に努めていくために、返礼割合については、3割以下の商品をできるところからしっかりと対応をしていくということ、また、地場産品の定義につきましては、かなり広範な考え方を持つ自治体には影響されないように、なるべく県産のもの、九州産のもの

でおさめていく努力をしていくということで考えてございます。 以上です。

〇7番(吉富 隆君)

進捗状況についてはですね、29年度と30年につきましては順調な状況にあるというふうに 説明をいただきました。特に返礼品の総務省からの通達の問題が去年あたりから30%という 話も聞き及んでおりますが、今の通達の説明によれば、そんなに厳しい通達ではなかったか なという感じも受けました。できればですね、私は今までこのふるさと納税につきましては どんどんやってくださいよと。そして、上峰町の財源の核を努めるべきもんだというふうに 発言をしてまいりました。特に心配するのはですね、この30%は厳しくされているんではな かろうかなという感じを僕は持ってましたんで、そのように厳しく通達は来てないような感 じを受けましたんで、そのように理解してよろしゅうございますか。

〇町長(武廣勇平君)

私の発言で誤解をされていることがあるとすれば、それはよろしくありませんので、総務 大臣のペーパーの内容をそのまま読み上げさせていただきたいと思います。

「ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの 地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業 の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつなが りを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング 型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流 促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積 極的に進めていくことが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号。以下、「平成29年通知」という。)を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成29年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふる さと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのよ うな状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今 後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が3割を超えるものを返礼品と している団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対 して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いしま す。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。」ということでございます。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

ただいま町長から総務省の通達の文書を読み上げて説明をいただきました。非常に厳しい 内容になっていると判断をせざるを得ないと。30%という問題も出てまいっております。地 場産品ということになれば、大変今後厳しい状況下になる可能性があるのではないかという ふうに思います。したがって、今後の対策としては、一遍に30%前後、例えば、地場産品と いうようなことに切りかえは非常に難しい。柔軟性を持ちながらですね、御努力方をお願い したいと思います。

何でこういう質問をするかというとですね、ふるさと納税によって財政の下支えがなされているもんと私は解釈をしております。

そういった中で、同僚議員からのいろいろな質問等々を聞いておりますと、今後、町に大きな金が要るようになってまいります。例えば鎮西山の再開発、これ金かかります。また、人口増の問題も出てまいりました。そうすると、下水の機能強化等々についてもお金がかかります。また、きょうの新聞等々を見ますと、何ちゅうですか、イオンの閉店後の土地を買い取るという話も出ておりますので、これも金かかります。だから、前回の3月でも申し上げましたが、ふるさと納税関連については、歳出の改革は必要であろうという発言をさせていただきました。こういったことが起きるとは夢にもなかったんですが、やはり実入りをいかに町に残すかというのは基本的であろうと思います。しかしながら、総務省の通達によるとですね、そういうことはうたってない。しかしながら、うちの財政は決して豊かな財政ではないというふうに考えますので、ぜひともその辺については町長を軸に御努力方をお願いしたいと思います。

このことの一番のふるさと納税の進捗状況については、ぜひともそういったことを踏まえたところで今後対策を練っていただいて、よりよいふるさと納税を進めていただければなと

強くお願いをして、要旨1番を質問終わらせていただきます。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

要旨2、平成30年度返礼品業者選定について(契約内容等)について、執行部より答弁を 求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

返礼品の業者選定について(契約内容等)のお尋ねでございます。

本町におきましては、契約書を各団体と交わすまでの間、この間、どういう契約の仕方をするかについては対応の変更がございましたが、返礼品の選定基準というものを設けておりますので、中間団体にお願いしながら、返礼品業者の選定を行っていく上でも、本町が直接業者さんと契約をする上でも、この返礼品選定基準を踏まえた対応をお願いしているところでございます。

これは以前も選定基準については御案内を申し上げたと思いますけれども、ポイントとしましては、返礼品は、生産、加工、流通、販売等において上峰町と何らかの関係性が認められるものとすると。ただし、上峰町の地場産業の振興や魅力発信、イメージアップにつながると判断されるような場合は、この限りでないというような考え方で選定基準を設けてまいりました。

また、その下に品質及び数量面において安定供給が可能であることなどなど、その商品を発送する上で供給量の問題と、その鮮度の問題、あるいは全体を総括したサービス全体の問題として一定の実績、あるいは品質の資格というか、クオリティーといいますか、そういうものを保てる業者を前提に選定基準を設けてございます。

本町が今現在、400ぐらいのラインナップで商品を掲上しておりますけれども、ほかの自 治体におかれましては1,000を超える自治体、この佐賀県内にもですね、本町よりも商品ラ インナップの多い自治体ございますんで、定性的にはこれらの商品数をふやしていきたいと いうことであるがゆえに、商品取扱業者については、この返礼品選定基準というものを守っ ていただく上では、皆さん入っていただけるような環境を整えているという理解をしていた だければというふうに思います。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

ただいま町長の説明によりますと、選定基準を設けているというお話でございましたが、 3月定例会ではそういったガイドラインはないよというお話を伺っておりました。そういっ た選定基準ができた上で、きちっとした形をとって、このふるさと納税についてはどしどし やっぱり前に進んでいただきたいというふうに思います、僕はですね。ただ、ガイドライン ができたことによって、こういった問題解決するんで、ガイドラインがあれば質問する必要 もないんですよね。僕はわかりませんよ、まだ見てないんで。資料要求もあえてしなかった。 これを突っ込んで、ああだのこうだのと言う気は僕はございません。どしどしやってほしい。 それが町のためになることだと僕は理解していますから、ぜひとも、いろいろな問題がない ような形をとっていただければ一番いいことですからね。

ただ、一番心配するのは30%の問題と地場産品ですね。こういう問題が今度降りかかってくるであろうと予測します、予測をですね。小さな町ですから、地場産品というと、そんなたくさんあるわけじゃございませんので、どこからどこまでが地場産品と認定するかという問題も、それは含めて執行部のほうで協議をしていただいて、なるべく返礼品に粗相のないような形をとっていただければ、国から指摘をされる前に徐々にやっていただければなと思っております。

非常に選定業者につきましては、もう29年と同じ業者さんが仕事をされております。ですね。そう簡単に変えられるものではなかろうかなと思います、これはですね。このA業者に返礼品の仕事をお願いをした。来年は違うよということにもなかなか難しかろうというふうに思いますんで、そのことについては、我々議会にも、町長のほうからこういうふうな内容でいきますよと、事前説明を強くお願いをいたしまして、2番目の項については終わらさせていただきます。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

要旨3、ふるさと納税PR広告内容及び業者選定について(平成30年度150,000千円予算)について、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

ふるさと納税PR広告内容及び業者選定についてということで、平成30年度の予算についての中身についてでございます。

これは昨年の予算、29年度の予算についての業務をお知らせをさせていただくことと、また、現在、PR広告業務を予定しています仕様書について、これは公開をされているものでありますので、このあたりに触れながら答弁にかえさせていただければと思います。

平成29年度上峰町ふるさと納税広告業務一覧ということでは、大きく4つに分けてこの予算について執行をしていただきました。委託という形でですね。1つは企画費、もう一つが政策関連、3つ目に広告メディア関連、4つ目にPR施策関連ということでございます。

1つ目の企画費につきましては1,080千円、政策関連費は2つに分かれまして、グラフィック基本制作と動画映像基本制作、グラフィック基本制作が3,240千円、動画映像基本制作が36,720千円、広告メディア関連、テレビスポットですね、これはテレビ朝日系列でテレビスポットを50本打ちましたけども、21,600千円、テレビ動画広告媒体制作に2,160千円、交通広告媒体制作費として14,688千円、ウエブメディア施策として36,720千円、メディア活

動PRということで5,400千円、また、4つ目の項目でありますPR施策関連、これが2つに分かれまして、上峰町データ活用施策594千円、それと、皆さん、今回、質疑にも上げておられますアンテナショップの施策に8,640千円ということでございます。

今年度の上峰町ふるさと納税 P R 広告業務の仕様書につきましては、公開をしておりますので、ウエブ上で皆さんも入手していただけるということでございます。

業務の趣旨としましては、本町は財源の確保や、議員おっしゃいますPRのためにですね、ふるさと納税について積極的に取り組んでいますが、環境が非常に変化をしていますし、自治体間の競争がより一層激しくなってきているということで、こうした中、引き続きふるさと納税の取り組みを維持発展させていくためには、納税等の分析に基づく寄附促進のためのPR広告等の取り組みを軸とした戦略的アプローチが必要と考えられるということで、そのメディアの掲出回数だとか露出、あるいはウエブ上の支配率を上げるためのコンサルティングをですね、やはり専門のところにお願いをしなきゃいけないという趣旨で、業務内容としましては、ふるさと納税の制度を取り巻く環境を考慮し、本町が有するふるさと納税受け付けサイトの利用状況や返礼品寄附者に関する情報、またはその分析結果等をもとに、本町への寄附の促進並びに地域ブランディングを目的として、本町の取り組み、地域資源、返礼品などに関するコンテンツを活用した先進的かつ独自的な他と差別化できる取り組み、PR広告等に係る仮説や戦略を構築するということ。

また、1の仮説等に基づき、本町への寄附の促進並びに地域ブランディングの取り組みとともに、PDCAサイクルによるPR広告等の最適化を機とした各種取り組みについて本町へ提案を行うということで、あくまでもプロポーザルの提案でございますので、各事業者によってその企画内容は変わってくるものと思いますが、より本町の現状を踏まえた、そして、さらに拡大が見込める現実的な企画というものを選んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

お尋ねは、この中身の話と企業名もおっしゃっておられたんですかね。企業名については、 29年度については博報堂さんにお願いをしたところでございます。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

ただいま町長のほうから詳しく4点に分けて御説明をいただきました。

私が知りたいのは、29年度は博報堂さんが軸でバランスをとっていただいたと認識をして おりますが、平成30年度についても博報堂さんということで理解してよろしゅうございます か。

〇町長 (武廣勇平君)

プロポーザル入札をするということで、私先ほど説明をさせていただきまして、詳細な日程について必要であれば、創生室長のほうから補足をさせていただきたいと思います。

〇7番(吉富 降君)

今後PR活動については、プロポーザル方式で今後業者さんを決めていくということで理解してよろしゅうございますか。今後、厳しい状況下になるのは言うまでもないことであって、ぜひともPR活動には力を入れてくださいと29年度も僕は本議会で申し述べてきました。そうでしょう。やってくださいと。やっぱり30年度についても、どうであれ、プロポーザル方式であろうがなかろうが、PR活動はどんどんしていただいて、上峰のふるさと納税がよりよい寄附者がふえるような形をとっていただければというふうに考えておりますので、町長、この今の私の考え方にどう思われるか、いま一度町長の発言をお願いしたい。

〇町長 (武廣勇平君)

議員からの考え方をお示しいただきました。ふるさと納税の環境は、先ほども申しましたように、国民全体がふるさと納税すれば2兆円を上回る市場だと聞き及びます。イノベーター理論というのがありまして、16%の壁を越えた途端、物や商品というのは一気に普及すると言われる中、昨年16%、2,800億円を突破し、3,000億円台に乗り、これから数年間は右肩上がりの状況が続くと思われます。

先ほどのこの寄附の傾向を見ましても、この二、三年はふえ続ける流れがそのまま来ているというふうに思っていますけれども、とは言いながら、環境が非常に厳しくなっております。メディア掲出であったり、PRについて上手に自治体で行っているところもありますし、特にワンストップ特例のですね、対象の枠5枠に入るということが非常に重要だと思っておりますので、やはり先ほど申しましたPRでウエブ掲出、ウエブ上の支配力を上げていくような取り組みは必要不可欠だと思っております。通販でいいますと、売り上げの大体約20%から30%は広告に回す昨今の流れの中でですね、まだまだ規模としては小さいのではないかというふうには思うところは個人的にはありますけれども、やはりこの広告をですね、やっぱりしっかり主要な使い方で適切な予算配分でやっていく必要があるというふうに考えてございます。

〇まち・ひと・しごと創生室長 (河上昌弘君)

おはようございます。皆様おはようございます。

それでは、先ほどの御質疑で補足でございますけれども、本年度のPR広告のプロポーザルに関してなんですけれども、公募の開始を6月4日ということでホームページ上にアップしております。現在、質問書の受け付けが終わりまして、質問内容の集約を今しているというような状況でございます。参加申し込みの締め切りは6月19日火曜日、そして企画提案等の提出締め切りが6月29日ということでしておりまして、以降7月の上旬ごろにプレゼンテーションや審査会を行いまして、契約候補者の決定を7月中旬というようなスケジュール感で現在のところ進捗しているという状況でございます。

先ほど町長も申し上げたとおり、昨年、私どもでやったPR広告のような内容に関しては、

恐らく今後どこの自治体でもやってくるということが予想されますので、それよりも一歩先に出た戦略的な企画内容を御提案いただきますよう、仕様の中に盛り込んでいるところでございます。御理解いただきたいと思います。

〇7番(吉富 隆君)

町長なり室長さんなりの御説明をいただきましたけども、理解はしておるところでございます。

しかしながら、この問題についてはですね、歳出の改革というのは頭の隅に入れていただきながらやっていただきたいというふうに思います。

ただですね、町民の皆さんの声は、大体ふるさと納税って幾ら上峰町に残るかいというのが興味を持ってあるんですよ。だから、やっぱりそういったことも含めて、今後はまだ右肩上がりだという町長のお考えでございますので、それはそれとして、30%の問題、地場産品ということも指摘をされておりますので、そう簡単に伸びるかというと、それもどうなんだろうかという考えを僕は持ちますんでね、なかなか難しい問題としながらも、まだまだ150,000千円では少ない金額だという話もあります。しかし、うちの町の小さな町で150,000千円というと大きな金額なんですよね。だから、そこら辺のバランス的な問題等々については、やはりしっかりと執行部で練っていただいて、プロポーザル方式に臨んでいただきたいというふうに思っておりますと同時に、4項目きめ細かく町長が説明されました。このことに、後でできれば資料いただきたいなと。室長さん、後でいいです。

そういったことで、ぜひともこのふるさと納税には慎重にやっていただきたいと同時に、 やはり地場産品にばかりとらわれていいのかなという感じもします。ですね。佐賀県全体を 地場産品というふうに考えられるのか、上峰町だけというふうに考えられるのか、どういう 視野ですね。佐賀県いっぱいとか、九州いっぱいとか、そういった考え方も成り立つのでは なかろうかと。そこら辺の見解を町長どうお考えか、お尋ねをします。

〇町長 (武廣勇平君)

総務大臣の趣旨についての考え方を示せということで受けとめましたけども、まさに今言われた大臣のですね、このソフトについての文書の中にございますように、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いしたいということでございますので、このまま理解するべきだというふうに思います。

〇7番(吉富 隆君)

本当に地場産品ということが一番気になるところでございますが、やっぱり柔軟性を持ってやっていただければなと僕は思います。やっぱりね、上峰町だけという判断をされると物すごく厳しくなるであろうと思います。

そういったことも含めたところで、余りこういったことを突っ込んで質問するものではな

かろうと思いますので、執行部の方々の御努力を期待をするということで、要旨の3番については質問を終わります。

〇議長(寺﨑太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問要旨4、アンテナショップの計画について、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

吉富議員の御質疑にございますふるさと納税関連契約についてということで、アンテナショップの計画についてということでお尋ねが上がってございます。

この今御案内をさせていただきますのは、アンテナショップであります猩々、博報堂さんが選定した和食店でございますが、東京・南青山にございます。地下鉄外苑前駅から徒歩3分ぐらいの場所にございまして、全個室で、30人の部屋、10人の部屋、5人の部屋、2人の部屋ということで、あらゆるケースの食事、あるいは接待、会議、ミーティング等に使える完全個室型のですね、どの部屋も個室になっているということで、特に和食を提供するお店ですので、町の特産品でありますお米、あるいは先日、地域団体の方がおつくりになられましたお酒、また、佐賀牛で有名なお肉、あるいはその他のですね、今返礼品として出させていただいておりますゴールデンライム胡椒あたりを活用していただき、また、展示販売していただくお店として、非常に町の規模からいっても、商品のラインナップからしましても、適正な規模だということで御判断されたものだというふうに思いますが、現在、アンテナショップ南青山としてですね、31日までつくっていただいたということでございます。

きょうは、その今の状況をちょっとお伝えをしたいと思いますが、結果から申し上げたいと思いますけども、先ほど言いましたアンテナショップの設置費用として8,640千円の予算を計上しておりましたが、合計寄附金額といたしましては、全体として29,826千円ということで、これ5月末現在でございます。昨年の11月から6カ月間、約半年で29,826千円を寄附としていただいております。開始3カ月で黒字化したということで御理解いただければと思いますが、これについては資料をお配りしているということでございますので、御参照いただければと思ってございます。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

この内容等々については、同僚議員から資料が全議員に渡っているんで見さしていただき ました。

私が質問をしているのはですね、29年度については博報堂さんの流れで南青山ですか、そこにアンテナショップを設置されたということでございますが、30年度についてはですよ、 我々議会に報告あっていませんので、その分をお尋ねしているんで、平成30年度についても同じところでやられるのか、また、そこに博報堂さんが一つ挟まってそういった流れをつ くっておられるのか、お尋ねをします。

〇町長 (武廣勇平君)

この猩々というアンテナショップにつきましては、通常、皆さんが想定されるアンテナショップ、すなわち、地代と人件費をお支払いしながら、直営で運営する形態をとってございません。先ほど申しましたように、委託という形式をとらせていただいているところでございます。29年度3月31日までという意味で、31日までと先ほど申しましたけれども、3月31日まではそういう契約をもとにしたアンテナショップとして位置づけてございますので、8,640千円についてもそこまでに消費をしていくと。

4月以降、これまでの間のですね、この猩々との関係は、返礼品の取り扱い、ふるさと納税の一商品として取り扱っているという現状でございます。よって、8,640千円について、昨年度の予算の執行については充用していないという理解で整理をされているようでございまして、今後、ふるさと納税の落ち込みが気になるということであれば、やはりもう少しこのアンテナショップの店頭販売等を強化して、より上峰町との親和性をかなり色濃くした形が必要だと思いますし、まだ本町のPR業務が契約ができておりませんので、そのあたりは急ぐべきだというふうに思いますし、仮に違うところがアンテナショップというふうに位置づけることになったとしても、この猩々さんとの商品としての関係は、また別の判断として選択肢が残されているというふうに私自身は理解をしております。

契約手続のもろもろの件については、室長のほうから答弁を詳細させていただきたいと思います。

〇まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

猩々につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、昨年度までは博報堂さんのプロデュースによりますアンテナショップということで委託契約をもとに実施をしておりましたが、今現在は一返礼品の事業者、上峰町の食材を使用した、食材をそこで食べれるという返礼品でのメニューをふるさと納税の返礼品として契約をさしていただいておりますので、そちらのほうの一事業者として契約をしているということでございます。

以上でございます。

〇7番(吉富 隆君)

今後プロポーザル方式で公募をされて業者名というのを選定されるであろうと思います。 そういった中で、PR活動はですね、僕は早目にしていただいたほうがいいであろうと思います。この業者選定にしても何にしてもですね。やっぱり早目早目にしないと、よそのまちもこれ絶対やりますから、これだけ厳しくなれば。そうすることによって、上峰町に幾らでも潤いがあるような形をとっていただきたいというふうに思いますし、アンテナショップということでありますので、上峰の産品等による、ここでも売ることができるだろうし、また、返礼品等を扱う仕事もしていただくということでございますので、ぜひともですね、こ の青山のほうに足を運んでみたいなと思っておりますし、行ってみたいなと思います、ここには。何か駅から二、三分で徒歩ということでございますので、非常に繁華街にあるのであろうと予測はするものの、8,640千円のお金を出すわけですから、ぜひとも頑張っていただきたいと同時に、返礼品の産品については、よほどのことを努力をしないと出てこないと思うんですよ。その努力はしていただきたいというふうに思います。

今半年間で29,000千円の話もされました。1年すると約60,000千円ですね。2割残っても60,000千円残るわけですよ。そうでしょう。そうするとですね、8,640千円というのは安い金額なんですね、それからすると。そういった数字的にデスクマンじゃなくて、やっぱりきちっとした形が年度末に出るような御努力方を強く要望いたしまして、ふるさと納税関連及び契約についての質問を終わらしていただきます。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問事項2、子育で支援について、質問要旨1、中学1年、中学3年生に30千円のクーポン券支給について、これについて執行部より答弁を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

吉富議員の質問事項2、子育て支援についての要旨1、中学1年、中学3年生に30千円の クーポン支給についてという御質問についてお答えをいたします。

まず、昨日の田中議員への答弁と重複しますが、お許しを願いたいと思います。

上峰中学校1年生及び3年生を全員対象に、今回、クーポンを活用した放課後補充学習ということで実施をいたします。これにつきましては、平成26年度より実施しております放課後補充学習の継続事業ということで御提案をさせていただいているところでございます。

上峰町では、上峰中学校に在籍する生徒の基礎学習の定着と苦手分野の克服を図ることを目的とし、中学1年生及び中学3年生を対象に放課後の時間を活用し、補充学習を実施してまいりました。引き続き、平成26年度より実施しているオンラインでの学習を実施します。さらに、生徒のニーズに応じた学習をも対象にしてまいります。

具体的には、中学校で行っています放課後補充学習につきましては、こま数の拡充を図ります。加えて、学習塾などそれぞれが選択した内容で学習し、生徒、保護者のニーズに寄り添った支援ができるように対応をします。さらに、学習だけに限らず、文化、スポーツなどの習い事も対象とし、放課後の時間の充実した活動を支援してまいります。

放課後学習において、生徒、保護者の希望をかなえる手段として、使用目的が学校外教育に限られたクーポンを交付いたします。中学1年生及び3年生の生徒1人当たり30千円のクーポンを保護者に交付いたします。クーポンは、個人ごとにID、バーコードが付与され、他人に譲渡することができない仕組みをとります。

また、御質問の中で予算額10,660千円の放課後補充学習の件ということで御質問いただき

ました。

御質問のとおり、予算額10,660千円の放課後補充学習のところの事業でございます。今回、契約に際しましては公益社団法人のほうから9,201,906円で御提案をいただきました。今回、契約は、その契約額9,201,906円で契約をさせていただいております。

以上でございます。

〇7番(吉富 隆君)

今、吉田課長のほうから説明をいただきましたけれども、私が質問をしているのはですよ、10,661千円、185名、30千円ですね。これ掛けますと5,550千になるんですよ。ですね。これ消費税も入っていると思うんだけど、業者さんも決まってね、チャンス・フォー・チルドレンと提携したというふうに新聞報道されていますよね。そこの差額の金額が若干大きいんではないのか。この9,200千円という意味がもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

契約金額の中の内訳について御質問をいただきました。

今回、30千円のクーポン、185名分で5,550千円がクーポン代となります。そして契約金額のうち、差額が3,651,906円、こちらが事務費ということでなります。チャンス・フォー・チルドレンの人件費、それからクーポンの印刷代、また、今回は生徒、保護者と塾との関連調整、そして事業者、さらに保護者とのアンケート、成果について調査、分析をしていただくということも含めております。そういうことで、そういう経費につきまして、合わせて3,651,906円が事務費ということで契約をしているところでございます。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

事務費3,000千円、大きいよね。どういう計算になっているか知りませんが、10,661千円の中で5,550千円がクーポン代ですよね。事務経費が3,000千円を超える。どがな積算しとっとね、これ。積算根拠があって10,661千円という数字が出てきているはず。その根拠があるから予算化してるわけですよ。そうでしょう。余りにも3,000千超えるような事務費というのは太過ぎるんじゃないかなと僕は思うんですよ。常に僕は言っているのがですね、歳出削減はしていただきたいと。特に上峰町は教育に力を入れている町ですので、その中でもやっぱり大盤振る舞いはいかんもんね。今後、町の発展にいろいろな町長考え方があります。大きな金が要りますよ、大きな金が。

そこでですね、こういうことを厳しく追及してもどうかなと思うんで、財政課長、財政についてどうかな。今後の財政課長としての考え方をお示しをいただきたい。

〇財政課長(坂井忠明君)

皆さんおはようございます。

財政課所管としてどうかというようなお話でございますが、まずもって、その積算の内容

について、私どものほうに資料が上がってくるわけではございませんので、その中身がどういう構成になっているかについては承知しておりません。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

財政課長さんに振ったのもいかがかなと思うんですが、町の財政としてですね、担当課の 考え方をですよ、今どういう状況に財政はあるよというようなことが知りたかったもんです からお尋ねをしたところでございますが、その内容等々を私はお尋ねする気はございません。 財政課長、後でお尋ねを個人的しますが、吉田課長ね、3,000千円を超える事務費というの は高いと僕は思う。

なぜこういうことを言うかと。前教育長さんは、給食無料化のときに、各家庭で給食費払 わんでいいようになったわけでしょう。その金を塾に回すという発言は、きちっとされてお りますので、そこは重複するんじゃないかと僕は思うたいね。だから、その辺についても、 30千円出していただくことによっては助かるんですよ、各家庭はね。うちも孫がいるんで助 かるんですよ。

しかし、財政との調整というのはやっぱりきちっとやっていただきたい、今後ですね。どんどんどんどんこの教育に力を入れるのはありがたいこと。きのうも同僚議員から出て、成績の問題等々も厳しく追及されたんじゃないですか。ですね。目標は50%というふうな話もございましたけれどもですね、そこは私は申し上げませんが、やっぱり財政と担当課との調整、それにはやっぱり首長の印鑑がないとできないんでね、そういったコミュニケーションを今後はとっていただきたい。そうしないと、幾らでも削減できるものはしていただきたい。しかしながら、教育にすんなよということじゃない。どんどんやっていただいていいんですが、そのバランスはやっぱり厳しく、チェック機関の議員ですから、それは当然のことだもんね。そういったことを含めて、今後の考え方をいま一度課長の意見を聞きたい。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

議員よりお言葉いただきました。大変心強く思います。ありがとうございます。

今回、放課後補充学習の経緯につきましては、26年度から取り組んでおりました放課後補充学習がある程度成果は出ていると。子供たちのアンケートをとったときに、塾にも行っていたことがなかった、勉強のやり方もわからなかったのが、中学1年生のときにマンツーマンで教えていただいたことで、大変、中学校での勉強のやり方がわかったというアンケートがあります。

その一方で、「今後これを続けていきたいですか」、「またやってみたいですか」というときには、6割程度は「やってみたい」というところですが、残り4割が「ちょっと」という後ろ向きな意見がありました。これをなぜなんだろうと思って詳しく聞いてみますと、年間5こまではそれがきっかけとならない、また、成績に直接はつながらない、もっと勉強し

たいという意見がありました。そういうことで、財政と協議する中で、毎年5こまやっておりました放課後補充学習を、まずは10こま、倍にさせていただきたいということで協議をしてまいりました。

さらに、いろいろと保護者さんの意見を聞く中で、また、子供たちの意見を聞く中で、自 分は学習塾はもう既に行っていると。そこに既に行っている学習塾のほうにこの時間を向け ることはできませんかと。塾に行っておりながら、また別に学校の放課後で塾に来なさいと いうのでは、2つの塾それぞれでちょっと時間が、成果が出ない。自分が行っている塾に行 きたい、そういう意見がありました。

さらに、ある程度もう勉強はできていると。私は文化、スポーツに、やりたいという意見 もございまして、今回いろんな仕組みをかなえてあげるためにはどうしたらいいかというと こで、このクーポンという発想に至ったところでございます。

さらに、議員御指摘の教育に係る予算のことで、文科省のほうからデータが出ておりました。これにつきましては、中学校で学校外の活動、勉強以外に活動するところに年間で314 千円の予算が伴うという資料が出てまいりました。そこで、日本の教育格差は学校外の教育から生まれておりますと、そういう文科省のお話でございました。ここを受けるときに、確かに都会では毎週、毎日のように塾に通う、習い事に通う中で、私ども九州の、また佐賀県の、また上峰町の子供たちはどうだろうかというときに、なかなか学習塾に通う機会というのはない。ここをサポートしてあげたいというところから、今回、放課後補充学習のこま数を2倍に、さらに、児童・生徒が望むところにかなえてあげたいという気持ちで取り組んでおるところでございます。

以上、説明をさせていただきました。ありがとうございます。

〇教育長 (野口敏雄君)

吉富議員からの御質問にお答えする前に、御挨拶を申し上げます。

私、3月の平成30年第1回定例会におきまして、選任の御同意をいただきまして、4月2日から教育長に就任いたしました野口敏雄でございます。まだまだ発展途上の身と自覚しておりますが、上峰町の教育の振興発展のために、改めまして精進して力を尽くしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中学校におきます1年生、3年生を対象にしましたスタディクーポンについて御質問いただいております。そして今、吉田事務局長のほうから詳しい説明をしたところでございますが、先ほどの吉富議員さんからの予算との関係の問題、実際にクーポン代として使うのは6,000千円弱じゃないかと、残りのところが経費として高過ぎないかという御質問でございました。

私はまだ行政的な、また予算的なところは素人だと思っておりますので、今後また勉強していきたいと思っておりますが、この事業の一番のいいところは、3月まで学校現場にいた

私からすると、学校教育と家庭教育をつなぐ放課後の時間の子供たちの有効な過ごし方、そこに町として支援をしていく、もって、その家庭が負担をしていた塾代であるとか、あるいは習い事代であるとか、そこの支援をしていくというところにあると思うんですね。よく似たような施策は他の市町でもあるんですが、市町が行う教育施策、事業で懸念されるのは学校の負担がふえるというところもあるわけなんです。教職員は学校教育、子供さんをお預かりした中で精いっぱいの教育指導をしているわけですが、それに市町が施策や事業を上乗せして、先生たちがそこにもまた手をかけられるということになってくると、本来、学校教育としてすべき教育指導のところが非常に圧迫されてくると。

ところが、この上峰町の場合はですね、2年間学校現場におりました中でも実感しましたのは、できるだけ学校は学校のほうでやってもらう、町の事業は独自にそれを支えていく立場になるというところがございました。これは学校としても非常にありがたいことだったと思います。

今回も、先ほど言いましたように、学校教育は支えていただきながらも、家庭学習との間に入っていくという、この放課後補充学習の位置づけでございますので、学校には何ら負担をかけないというスタンスが貫かれているわけなんですね。実際に26年度から行われていたオンラインによる補充学習のこま数がふえました。そして、それに加えて習い事であるとか、塾であるとか、家庭教師であるとか、いろんな選択肢が生徒や保護者のニーズに応じてできるようになりました。これはまたすばらしいことだと思います。

ただ、これが学校の先生方に、じゃ、この子はどれを選択するのか、どこに行くのかと なってくると非常に煩雑な業務がふえることになってまいります。これを一切させないで町 の事業としてやっていきましょうと。先生たちは言うならば帰りの会までの時点まで、部活 動までを一生懸命やってください。あとは町が執行するこの事業をもって放課後の子供たち の能力の開花といいますか、それをやっていきましょうというふうにきちんとすみ分けがで きているということで、この事業で契約されましたチャンス・フォー・チルドレンですね、 この団体につきましては、先ほど吉田事務局長言いましたように、クーポンの印刷から発券、 各保護者にこれを、一人一人の保護者に郵送するということになっています。そして、それ を生徒及び保護者は、自分が選択する教育事業者、塾であったり、習い事であったり、そう いったところに相談をしながら持っていって、その教育事業者がこのチャンス・フォー・チ ルドレンにまたそれを送って、チャンス・フォー・チルドレンが公的予算を執行していくと いう形、流れになっていくわけなんですね。ここに学校の先生たちは一切入ってこないとい うことになってきます。そして、このチャンス・フォー・チルドレンは、185名の個々に応 じて、どこの事業者に契約するのか、その事業者はきちんとしたものなのか、そういったと ころまでも精査して調査もしていただけるということでございましたので、そういう印刷費 とか、人件費とか連絡調整費、連絡調整のためには何度かやりとりも……(「手短にお願い

します。時間制限があるんで」と呼ぶ者あり)

失礼しました。

何度かこちらのほうにも、地元にも来て調査もするということでございましたので、この 三百数十万円というのがどれだけのものかというのは、ちょっとはっきりとは言いがたいと 思いますけれども、それだけの意味合いを持っているということで何とか御理解をいただけ ればというふうにも思っているところでございます。

長くなりました。

〇7番(吉富 隆君)

教育長さんからいろいろとこの3,000千円強の金について御説明をいただきましたが、理解せんわけではないんですよ。町全体の財政問題等々含めて私は質問しているんでね、できることは削減をお願いしますよという趣旨でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

じゃ、質問を変えさせていただきますよ。

これね、業者に選定しなくて、教育委員会でできないの。クーポン券の何ちゅうですか、 印刷等々はどこでもできると思うんで、趣旨が違うということであればね、業者じゃないと できないということであれば、それはわかるんですけどもね。したときに、教育委員会では できないものかなという、一瞬思ったんで、そういうことも含めて、今後は対策を練ってい ただきたいし、教育に力を入れるのはね、議員の皆さん、みんな理解しちゃ。ずっと、電子 黒板からずっと議論してきたもんな。課長、そうでしょう。いろいろなもん、タブレットの 問題等々からね。教育に熱心な町長であるゆえに、議員の皆さんからの意見は出るけども、 それ全部通過しているはず。でも、チェック機関ですから、やっぱりチェックはしますよ、 議員の皆さんはね。そういうことは御理解をいただきたいなというふうに思います。

今後につきましては、よくよく行政と御相談をした上で、教育に力を入れていただければ 幸いというふうに思いますので、強く要望して、この質問を終わります。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、クーポン券支給事業の委託業者選定について、これを執行部に答弁を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

吉富議員の質問事項2、子育て支援についての要旨2、クーポン券支給事業の委託業者選 定についてという御質問についてお答えをいたします。

業者選定につきましては、まず、上峰町ホームページにてプロポーザルにて公募をいたしました。選定委員会においては、選定基準に基づき、提案者の事業の理解と業務への反映など6つの評価内容で採点したところ、5名の審査員全員の平均が60点を超えており、同様の

業務に係る十分な経験、実績を有しており、生徒、保護者が希望する事業者との連絡調整ができるなど、業務遂行に当たり、事業の趣旨を十分に理解し、業務に反映した提案であると判断し、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンを最優秀提案者として契約交渉の相手方に選定をいたしました。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

業者選定についてはプロポーザルということで理解をいたしました。 その中で、何業者ぐらいの公募あったんでしょうか。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

応募につきまして御質問いただきました。応募者数は1名でございました。1名です。

あと、別件でございますが、質問等の期間の中で、御挨拶に見えてきました業者さんがあ と1名ございました。問い合わせを含めますと、2名の業者さんがこのプロポーザル募集に ついて興味を寄せていただいたというふうに考えております。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

今、課長の説明も聞きよってね、1名と言ったり、2名と言ったりね、よく理解苦しむよ、 そういったことではね。

実は、僕もこのプロポーザル方式は悪いとは申しません。しかし、これもね、やっぱりガイドラインの設置が必要だろうというふうに僕は思っております。例えばね、1業者とかじゃなくて、2業者以上とか、3業者以上とか、ガイドラインも必要になってくるであろうと思っておりますのでお尋ねしよっとよ。だから、きちっと、1業者で、2業者と言ったり言わんでくれよ。僕の場合、取り消しきかないよ、言っとくが。あのね、きちっと説明してくださいよね。教育長なれてないんで、教育長に聞かれん部分もあるとよ。あなたが長いから。

要するに、1名ということでいいですか。いいですね。はい、公募者がなかったということで、この業者に決まったということでですね、理解をいたしました。

今後については、やっぱりそこら辺も考えてしていただければ幸いと。5名で60点以上というのも、これはガイドラインがあるんでね、そのとおりされたと認識をしたところでございます。

要するに、今後の子育て支援というのはですね、よくよく行政とお話をされて、どしどし 上峰町の子供がよそのまちに負けないような教育体制をとっていただければ幸いと思います ので、このことを強くお願いをし、2番目の項、子育て支援についての質問を終わります。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問事項3、道の駅建設について、質問要旨1、進捗状況について、執行部より答弁を求めます。

〇まち・ひと・しごと創生室長 (河上昌弘君)

吉富議員の質問事項3、道の駅建設について、要旨1、進捗状況に関して答弁をいたします。

地域振興施設の進捗状況につきましては、佐賀県道路課や佐賀国道事務所といった各道路 管理者に対し、当該施設に関し設置を行っていきたい旨の打診を行い、その意思表示を行っ たところです。

設置に向けた作業スケジュール、事業規模、立地、財源などに関し、現在では明確かつ具体的な説明材料を提供するに不確定要素が多いため、若干整理が必要かと考えております。

そこで、運営手法及び事業規模の試算などを計画上に落とし、全体として運営していくためのスキームを構築することで内容に関しての補完が可能となるため、関連予算の議決をいただいた後に運営計画を策定していくための段取りに入りたいと考えております。

また、合致する補助金メニューの洗い直しなど実務的な作業も並行して行い、諸条件にめ どがつけば実施設計の予算を計上していくなど、後の工程をイメージしているところでござ います。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

〇7番(吉富 隆君)

進捗状況についてはそんなもんかなというふうに思いますが、私ども議会には1回の説明がございましたよね。説明も業者さんが入っての説明であったんですよ。これ事実ですね。そういうことから考えると、同僚議員からもこういう発言はあってましたが、やはりそろそろ中身について質問は必要かなと思いますし、それに関連する建設予定地、これ関連ですから、一緒に御答弁いただければなと思いますが、そろそろこのエリアに考えてますよとか、そういうところまでできないものかね。

ただ、僕は個人的に考えておりましたが、国道ということも視野に入れながら、イオン周辺の再開発ということの中に道の駅が入ってくるんではなかろうかという考えを僕自身が持っとったね。行政が言ってるわけじゃございませんけども、そういったことを踏まえると、イオンの閉店と関連が出てくるのではないかなという感じを僕はしてましたんで、その辺ないよとか、若干あるよとかいうことであればお知らせをいただければなと思います。

〇まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

基本計画中の中で、立地場所につきましては3つのエリアということで想定をしておりました。一つ北部エリア、それと中部エリア、そして南部エリアということで想定をしておりまして、中部エリアに関しては有力候補地という形できのうお答えを差し上げているかと思いますけれども、大型商業施設のほうが閉店することが決議をされまして、状況に変化が生

じてはおりますけれども、交通環境の地のりとか、他の商業施設へのアクセス、こういった ものを考えると、そういった閉店の状況の案をもってですね、案として排除することじゃな くて、有力候補地として捉えるというような形で考えております。

なお、きのう、昨日ですけれども、イオンの跡地に関して取得を検討するというような町 長の言及もございました。もしこの辺でイオンさんとの今後の折衝等で、もし取得のほうが うまくいけば、そういった現実味も大きく増してくるんではないかと、このように考えてい るところでございます。

〇7番(吉富 隆君)

実はですね、町民の皆さんの声が、道の駅はどがんないよっかいてよくお尋ねになります。そういったことで町民の皆さんにお答えをできないんで、大体でよかですよ、大体で。30年度にはこういう事業をやりたい、31年度は例えば実施設計をやっていきたい、場所的には大体ここら辺ですよということがお示しができる時期であるのではないかと僕は思うんですが、いかがですかね。そうしないと、町民の皆さんにお答えしようがないよ。恐らく議員の皆さんも聞かれていると思います。僕一人じゃないと思うんで、やっぱり、そういったことはやっぱりお示しを執行部でしていただければなと思うんですが、何年度にどうだと、31年度実施設計よとか、30年度実施設計まで行きますよとか、じゃ、いや、もっとおくれるよとか、そういうことがあれば、町民の皆さんにこうしかじかですよと。これも大変な事業なんですよね。だから、慎重にやっていただければと思う反面、町民の皆さんにどうお答えをしていいのかわからないんで、できればお願いをしたい。

〇まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

事業スケジュールとスパンに関して、大体大枠はないのかというような御質疑かというふ うに認識をしております。

今回、ちょっとさまざまな関連予算に関して予算を要求しておりますけれども、こういったところで、これからちょっと計画上に落としていってですね、これまでの中心市街地の再開発を活性化とか、こういったものに関しても関連予算に関して要求をしているところであるんですけれども、かなり変更を余儀なくされているような状況になっております。いろいろなものに関して諸条件をクリアしていく必要もございますので、なかなか現段階でスケジュールというのは御提示が難しいところではあるんですけれども、そういった計画上に落としながら、かつスピーディーに、私たちのほうもいろいろな形で方向性を模索していきたいと、このように考えております。

〇7番(吉富 隆君)

室長さんのほうからスピーディーに進めていくということでございますので、ぜひともそ ういった方向で御努力方をお願いしたいというふうに思います。

と同時に、やはり何事も議会とのコミュニケーションをとっていただきたいと、強くこれ

は要望しておきたい。議会が知らんで、新聞報道が先だということは、非常に我々の立場から見ると考えづらいですね。そう思いますんで、やはり議長、副議長とでもいいね。いろいろな問題をコミュニケーションをとっていただいて、議長からの報告という形でもよろしゅうございますので、いろいろな問題を今度は含んでいきますからね、環境問題のごみ施設の問題等とも含めてありますんで、やっぱりぽんと新聞に報道されると、議員の皆さんよか気持ちせんと思うんで、そこら辺については強く要望をして、私の全体の質問を終わらしていただきます。

大変御清聴ありがとうございました。

〇議長(寺崎太彦君)

これで7番吉富隆議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。したがって、11時20分まで休憩いたします。休憩。

午前11時10分 休憩午前11時20分 再開

〇議長(寺﨑太彦君)

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、5番漆原悦子議員、よろしくお願いいたします。

〇5番(漆原悦子君)

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、 質問させていただきます。

1件目は、環境整備についてです。社会的地位の高い立場にある人や政治家などのセクハラや発言がテレビや新聞で取り上げられ、世の中を騒がせることが最近は多くなっています。 そこで、要旨1、ハラスメント防止対策の取り組みはどうなっているのか、お聞かせください。

2件目は、ふるさと納税についてです。この件は詳しい資料をいただいていますので、要 旨1、返礼品の現状は。

要旨2、アンテナショップ(猩々)の利用状況は。

要旨3、PR広告の実態はどうなっているかについて、7番議員のところで一部説明をいただきましたので、補足説明をお願いしたいと思います。

3件目は、子育て支援についてです。

要旨1、学校給食無償化・教育クーポン配布をどう捉えてあるのか。長年教育現場で御尽力いただいた教育長さんの思いをお聞かせください。

要旨2、上峰児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の現状は。この分は昨日の同僚議員の質問と重なるところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

要旨3、子ども食堂については、平成28年7月より、町内でも実施されており、昨年、町補助金も出ていますので、町の考えも含めてお尋ねをしたいと思っております。

以上3件、答弁をよろしくお願いいたします。

〇議長(寺﨑太彦君)

それでは、質問事項1、環境整備について、質問要旨、ハラスメント防止対策の取り組み はについて、執行部より答弁を求めます。

〇総務課長(髙島浩介君)

皆さんこんにちは。漆原議員の質問事項1、環境整備について、質問要旨1、ハラスメントの防止対策の取り組みはとの御質問にお答えをいたします。

まず、環境整備についてということでございますので、初めに、役場の職場環境の整備に 関するハラスメントの防止対策の取り組みということでお答えをいたします。

ハラスメントとは、広義には人に対するいじめ、嫌がらせということで、職場には代表的なものだけでも、性的な嫌がらせを受けるセクシャルハラスメント、地位や権限を利用するパワーハラスメント、言葉や態度などの見えない暴力により精神的な苦痛を受けるモラルハラスメント、妊娠や出産を理由に嫌がらせを受けるマタニティハラスメントなどがあると言われております。また、DVと言われますドメスティック・バイオレンス、LGBTなども含んだところで、近年のストレス社会を背景にさまざまな場面で見られる現象ということで言われておるところでございます。

本町におきます近年のハラスメント防止対策関連の取り組みといたしましては、平成29年度に佐賀県DVセンターによりますDV被害者と子供の支援についてということでの職員研修会、また、各市町で毎年テーマを決めて行います同和問題の市町講座、こちらにおきまして平成27年度に職場のセクシャルハラスメント、平成29年度にLGBT、性的少数者についてというテーマで議員の皆様と職員を対象に研修会を開催しております。

今年度につきましては、近年、取り上げられることがふえましたLGBTにつきまして、 LGBTの支援団体の方による職員等への研修会を計画しております。また、DV研修についても、昨年度に引き続き、佐賀県DVセンターによります職員研修を予定しております。

平成28年度からは、職員の健康管理の面からもハラスメントなどに起因する職員のメンタルへルス不調を未然に防ぐということで、ストレスチェック制度のほうを導入いたしております。ストレスの原因の早期発見に努めるとともに、その結果に基づきまして、産業医の面接指導を行い、人事異動等についても考慮する措置をとることができるものということで規

定をいたしておるところでございます。

以上で私からの答弁を終わります。

〇5番(漆原悦子君)

今、課長のほうからハラスメントの職場で起こり得るだろうというセクハラ、パワハラ、 モラハラ、マタハラ等のお話がちょっと触れられました。職員としての研修も毎年ではない けれども、ずっと実施をしてあるということです。県のほうにも出向いたりですね、現在は ストレスチェックを実施されているということをお聞かせいただきました。

こういう場合にですね、今の課長さんたちが研修――同和問題も先ほど言われましたけど、議員と一緒に講義を聞く場合においても、全員が参加するわけではなく、かわりばんこというのかな、みたいな格好で参加をされていると思いますので、職場でですね、今こういうのがたくさん出てきている。セクハラというか、ハラスメントの問題もあるだろうと思うんですよ。ところがなかなか言えないとかですね、いや、こんなのは関係ないだろうと思っているようなことでもセクハラになるとかいうこともあります。あんたから入れてもらったお茶おいしかねと言ってもですよ、その子が若い子だったらば――に言ったとすれば、じゃ、ほかにいるちょっと年配の方が入れたお茶は、じゃ、まずいのかとなったりですね。取り方によってはですね、じゃ、私もう入れないわとなったりするかもしれません。そういうちょっとしたことでも、今現在、皆さんが結構敏感になっているので、以前は私もそんなに感じなかったんですけれども、大分皆さん、言葉遣いとかいろんなことにちょっと気を使いながら話をしてあるんじゃないのかなという部分もありましたし、このところの新聞を見てもですね、以前にさかのぼって、こういうことがありましたとか、そういうのって結構新聞やニュースで取り沙汰されていますよね。

そういう部分で、私がちょっと気になったのは、事業主のほうに、1997年ですかね、男女雇用機会均等法の改正のときに、セクハラ防止のための、このことに対して事業主に対して雇用上の管理の義務づけがされていると聞いていましたので、そういう部分で町としてはどんなことをされているのかなあと。研修はもちろん行くでしょうけれど、各課によってもちょっと違うのかなと思ったりするんですよ。だから、担当窓口が総務課とするんであれば、総務課として、そういう何か取り組みをされているのかなというのをちょっとお聞きしたかったんですが、よろしいでしょうか。

〇総務課長(髙島浩介君)

ただいま総務課として何かされておればというお尋ねでございますが、具体的に課長等々の研修等は行っておりません。現在の状況としましては、職員の相談窓口としましては、基本的に総務課の職員が相談を受けておるということで、ハラスメントにつきましては被害者が不快に感じるということで、相手がどのように感じたかによって該当するものとされておりまして、受け取り手の主観による部分が大きくて、ハラスメントに当たるかの認定が職員

の判断では極めて難しいというようなことで私どもも研修等で聞いております。

そこで、今の状況としましては、必要に応じまして産業医等に相談をしながら対処をして おると。また、関係課の当事者の中でもなかなか認定というのは難しいというところで、ま た個人の情報と申しますか、後々、職場でのいづらくなるというようなことがないような形 で、必要があればできるだけ外部の専門の窓口等への相談もすべきかというところで現在考 えておるところでございます。

以上でございます。

〇5番 (漆原悦子君)

今の返事ですと、相談窓口は総務課ということですね。何かあったときは産業医に相談をするということになっているということですね。なかなかちょっとしたことでも相談しづらいとかあろうと思うんですよ。ただ、私がちょっと気になったのは、ここのところずっと毎年、数名の方がやめてらっしゃいますよね。そういう部分を職場にいづらいとか、仕事上のことがあるのかもしれません。いろんなことが絡んでなければいいんだけどなというふうな思いもあったので、実際ですね、総務課が窓口であればどういうことをされているのかなあというのがちょっと気になったわけです。

やはり、一番中堅の方が、正直言ってずっとやめていってらっしゃるのはもったいないなと思って、御本人さんの考えで、もう納得しておやめになっているとは思うんですけれども、はたから見るとですね、やはり何でだろうと思う部分もあったりするわけですよ。個人さんのことですから深入りはしませんけれども、そういうのが今までになくちょっと続いたりしていたもんですから、こういうのをしっかりと職員全員で、課長さんたちからでもいいんですけど、きちっとして、部下の方の様子を把握して、いろんなことが相談しやすい状況をつくっていただいたら、もう少しいろんな部分で、私、環境整備で書いたんですが、職場が楽しくなりですね、冗談を言いながらという――仕事で冗談は言えないんですが、ちょっとしたときにでもいろんな話ができるのかなと。

やはり先ほども言ったんですけれども、やっぱり上からパワハラというんですか、パワハラとモラハラというのはよく似ているから、どっちがどっちとは言いにくいんですけどね、そういう部分にしても、ちょっと考えながらしないといけないのかなあという部分も見え隠れしているんじゃないのかなと。私自身、今回、いろんなことがあるんで、私もちょっと調べてみたんですよね。小さなこと、やはり先ほど課長が言われたように、受け取り手の判断ですから、本人はどうもなくったって、相手が嫌と言えば嫌ですからね。もう、それがちょっと難しいところなんですけれども、今の子供たちというか、今の若い子たちは意外とはっきりしてて、例えばお酒を誘っても、ぴしゃっと断りますよね、行きたくなければ。以前は言われたら、上司が言うから行かなくちゃいけないかといってですね、行っていたんじゃないのかなと思うんですが、今は食事に誘っても、いや、先約がありますからとか、結

構ぴしゃっと断られているから、心配はないのかなと思うんですが、余りにもですね、このところこういう話がたくさん出てくるので、女性の私としては大丈夫かなというふうなですね。

私も前の部類に入るので、少々言われても何ともないんですが、今では何とかちゃんと呼んだだけでも、あの人から、ちゃんという呼び方をされたくないという方もいらっしゃるみたいで、その辺のコミュニケーションがうまくとれていたら大丈夫だろうとは思うんですけれども、その辺のコミュニケーションの取り方というのかな、その辺がですね、総務課で課長さんたちを管理するまとめの場所として、どのように把握しながら皆さんを御指導とか研修に導いてあるのかなと思ったわけです。

先ほど言われましたように、研修をして全てを産業医に相談と言われましたけど、まずは 内部の心がけを変えていくことから始まるのかなあと思っていますので、このままでいかれ るのか、もしよろしければですね、いろんな研修、そういうふうなことでも小さなことじゃ ないかなあと思われるかもしれないけど、よければ研修を職員さんでしていただけたら、少 しは変わってくるのかなあと思いますので、その辺いかがでしょうか。

〇総務課長(髙島浩介君)

議員から、この御質問が出た段階で、うちのほうも町村会、あそこのほうに研修等々で適当な管理職の研修がないかというようなお話を投げてはおります。その中で、現在、セクハラ、マタハラ、いろいろ言われておりますが、ハラスメント関係だけの研修はやっていないと。私どもも受けましたが、管理職になってすぐの研修の中ではパワハラ等が今、非常に問題になっているというようなことは研修の中では言われております。ただ、そこに特化したものがないということで、今、議員から御指摘がございましたが、そのハラスメント関係で民間でもそういう研修等々をしていただけるところがあれば、私どもも勉強させていただいて、予算計上としてやっていきたいと思います。

以上でございます。

〇5番(漆原悦子君)

研修の気持ちはあるということでした。本当に自分では何気ない言動だと思っても、相手にとっては耐え難い羞恥心を与えてしまったり、自分自身に強い抵抗を抱く人もいますので、何を気にして何を嫌うかが――嫌がっているのか、しっかりわきまえて働きやすい環境をつくることが必要だと私、思っております。そして、働く一個人としても、その内容をきちんと相手のことを把握して、被害者、加害者にならないように意識を持つために研修をぜひ行っていただきたいと思います。

この件についてはこれで構いません。よろしくお願いをしときます。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問事項2、ふるさと納税について、質問要旨1、返礼品の現状はについて、執行部より 答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

返礼品の現状についてお尋ねでございます。

もう資料のほうはお手元に配付させていただいておりますが、現在、347品のですね、商品ラインナップで、事業所と返礼品名、あわせて寄附額の状況についても掲載させていただいて、お手元に配付させていただいているとおりでございます。

返礼品につきましては、これまで何といいましょうか、地域内のものについて積極的な取り組みを必要としている経過がございましたので、地域内についての返礼品事業者について掘り起しと、また実際、数としてもふえてきているものと思いますし、町外の事業者さんについても町内事業者として登録事業所を構えていただくステージから、事業所から税金を納めていただくようなステージへと移行し、また、あわよくば、これまでの返礼品、商品自体を内製化するといいますか、例えばウナギについても、町で養鰻場の設備をつくれないかというような取り組みに移行していく動きも若干出てきておりますので、この点、この方向性で、やはり町の事業者としての存在感というものを高めていただく必要もあるんじゃないかなというふうに思ってございます。

返礼品につきましては、高額なものについては29年の通知ございますので、ここがお尋ねのポイントかと思っておりましたけれども、これについても29年の通知をしっかりと考えていく必要があるというふうに思ってございます。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

リストを見せていただきました。347品目ありまして、この返礼品事業所はずっとチェックしたらですね、34事業ありました。事業所というんですかね、個人さんも含めてですね。 そのうち町内の事業所、商店、個人をあわせてチェックしてみると、半数となり、大幅に、以前からお願いしていた町内の掘り起しをということにはつながってきたのかなあと思って、大変喜ばしく思っております。

そういう中で、今まではずっと上位10品目ということでいただいていましたよね、こういう返礼品どうですかといったときにですね。ところが今回はリストをいただきました。リストはいただけると正直思っておりませんでした。なぜなら、今まで何回となく創生室に行って、いただけませんかと言ったことあるんです。そしたら議長の許可をもらって、文書要求というんですかね、それをしてから出してくださいと言われて、もらえなかったんですよね。だから、もらえるとは思っていませんでした。だから、今回もリストがそういうふうな今出ているようなのが出てくるのかなあと、正直、私は思っておりました。

そういう中で、先ほどウナギを言われましたけど、ウナギがどんどん減って、すごい高級

品になってきました。だから、皆さんウナギ、ウナギと言ってですね、要求されるので、ウナギ業者さんは結構高いランクにいっているんだろうなあなんて自分では思っておりました。そして、昨年9月議会にも上位10品目の返礼品名と件数、事業所などの資料をいただいたわけなんですけれども、これだけ347品目ありますが、昨年の9月の時点で上位10品目で全体の74%あるということで資料をいただいておりましたので、今これだけあって、上位10品目が出てきたとすれば全体のどのくらいかなあと。上峰町内の方も半数以上ですね。今、私が間違ってなければ18業者さんがここの中にいらっしゃるのかなあと。個人を含めてもですね、思っているんですけれども、そういう方たちが少しずつでも収益が上がっていってくださればなあということもあったわけです。

もし、それで、私がふるさとチョイスとか、楽天とか、ふるなびとか、いろんなところをずっと調べても、実はベスト人気ランキングは表示して出てくるんですよ、部分でですね。ところが、実態はどうなのかなというのがわからないわけなんですね。だから、今どういうものがすごく――ベストランキングは出るけれど、まあ、その月によっても違うでしょうし、時期によっても違うでしょうしと思うんでけど、実態がわからないので、大体今、上から少しでもいいんですが、どんなのが出ているのかなあというのがわかれば教えていただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

〇町長(武廣勇平君)

この返礼品の現状ということでこの資料をつくったわけでございます。資料請求について は職員が申し上げたとおりの手続が必要だろうと思います。また、全体として総務省も自治 体のランキングを序列化するような発表を控えられています。年末の発表は控えられ、年度 末はされるのかもしれませんけども、年に数回行われていた発表についても、序列化、競争、 またそうしたものをあおるような動きになるということで控えられているというふうに聞き 及んでございます。

私が懸念するのは、その情報はどのように使われるのかなあというふうに思います。もちろん、その必要な情報公開は必要があると思っていますが、昨年の選挙期間中に、この返礼品業者に私が事業として予算を誘導して特別扱いをしているふうの発言を議員さんでされておられた方もいらっしゃいますし、そういう雑誌にもですね、そういう掲載がされた経過がございます。

御承知のとおり、良識のある人はよくわかると思いますけれども、返礼品というのはウエブ上の画面を見ながら寄附者がクリックするものでありますから、ここで誘導等は決してできないわけで、そういう意味の金融フィンティックを使ったですね、新しい納税制度でございます。そういう町民を惑わすような発言をするための情報公開ではないと思いますが、どういう趣旨でですね、その序列、どの業者がどれぐらい寄附をいただいて、どのように稼いでおられるのかの状況をペーパーとして必要だとされるのであれば、どういう趣旨で求めら

れるのかについて、まずこの議会終わってからでも結構ですので、趣旨を御説明いただきな がら対応させていただきたいと思います。

また、一部の業者に集中する傾向というのは、やはりウエブという性格上、確かに仕方のないものでありますけれども、仕方のないということで片づけるのではなくて、より多くの町内の、ある意味、数量、あるいは商品としての何というか、クオリティーをもっと上げる努力をしていくための別途予算も、今、操業支援という形で行ってございます。そうした寡占、集中、独占というようなのがインターネットの正体でありますから、こうした問題点を解消するための提案については、ぜひいただきたいと思いますし、そうした趣旨での要求ということであれば、今ちょっと用意しておりませんけど、後ほど、資料については、全体の今の構造がわかる資料を提出させていただきたいと思います。

〇5番(漆原悦子君)

別に他意はないです。今までがそれが当たり前のように、前創生室からはですね、始まってからずっとそれが出ていましたので、それが出されるのかなあと思ったぐらいで、何かに利用するとか、そういうあれはありません。ただ、リストをいただきましたので、ああ、こういう業者さんがいらっしゃるのねと、上峰町内の人がふえたんですねというのがわかっただけでもいいのかなとは思っております。ただ、今現在、こういうふうな先ほども言ったように、ウナギ屋さんが高級品になったから、そっちに集中しているのかなあとか、じゃ、上峰の人はもう少しいろんなところで利益が出るようにしてあげることができないのかなあとか、そういうのを考えるだけでして、別に他意はありません。

今のリストを見ながら、ちょっと1つお聞きしたかったのは、株式会社有明・潮風ファームさんというところを珍しかったのでインターネットの中で見させていただきました。レンコンとお米をつくってらっしゃる方ということだったんですが、そういう中でも仕入れもやっていますよというふうな格好で書いてあったんですね。そして、上峰支店を29年の1月に設立となっていたんですよ。そういうところを聞いたこともなかったんで、どこに設立されたのかなあというのもあって、ちょっとお尋ねしたかったかなというのがありますが、わかりますでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

お手元にですね、いろいろな資料と業者さんがいらっしゃいますので、その点はつまびらかに私自身が把握しているわけじゃございませんので、その点は後ほどお伝えをさせていただければと思いますが、いろんな事業所さんのですね、先ほどのやりとりに戻りますけども、実際、個人的なお話を公の人が車を購入したとか、誰々の支援をしているとか、そうしたことで、しかも誘導しているとかいう話を現実に、議員も含めてお聞きをしましたから、そういう他意がないと言われましても、そういう序列化をすることでそのような個人攻撃を受けるのであれば抗議をしたいという旨でですね、以前お伺いしておりましたので、先ほどのよ

うに序列をしたペーパーについては控えたいと思いますし、事業所の個人情報もどこまで御 説明してよいものなのかというのは私自身、考え方として持ち合わせておりません。

よって、後ほど、ここで答弁するのでなくて、役場のほうで協議をさせていただきたいと 思いますが、考え方、大枠でいいますと、町外の事業者さんが町内に事業所を構えるだけで は実際の営業活動が行われていないこともありますので、そこから税金を落としていただく ためにですね、さらに拠点として位置づけていただきたいという考え方を持っています。さ らに言えば、そこが主要な拠点、新たな、このふるさと納税だけでなく、本格拠点としてで すね、先ほどの養鰻場の話ではありませんけども、実際、雇用を生んだりする大きな流れを つくっていきたいというふうに考えてございます。

御指摘の事業所がどういう今、プロセスの中で位置づけなのか把握してございませんが、 町といたしましては、そのような考え方を持ってございます。

〇5番(漆原悦子君)

最近ネットの中を見ていて、先行予約というのが結構目立つんですけれども、これは生産者の人が、とれるのが決まっているじゃないですか。だから、このくらい先に予約をしないと回せないという意味で先行予約をしてあるんでしょうか。

〇町長(武廣勇平君)

農産物の種類にもよると思いますが、例えば果実でいえば、とれる時期が全国各地違うところがあると思います。例えば、そのページビュー数が――ページビューて、閲覧数がふえる時期というのがある一定期間に区切られている場合、その時間から先行予約をし、発送については収穫期に発送するというのは一つの考え方だというふうに思って許してございますし、また、それによって生産量がネットワークも広がるものというふうに思ってございました。そういう事業者さんについては先行予約を受け付けていることと思いますし、また、先行予約をすることで限定された、限りがあるものだということによって、駆け込み需要というのも期待できるというところもあるのかもしれません。その先行予約という掲載が悪用されないように気をつけなきゃなりませんが、その農産物の販路、ネットワークを拡大することで、需要を満たす供給が可能になるということも我々としては許容できることであると思いますので、今後については一つ一つ注意深く見ていく必要があると思っております。

〇議長(寺崎太彦君)

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

〇議長(寺崎太彦君)

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨 2、アンテナショップ(猩々)の利用状況はについて、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

猩々の利用状況についてのお尋ねでございます。

お手元に資料を配付させていただいていると思いますが、ごらんいただきたいと思います。2017年11月にアンテナショップとして開始をさせていただき、現在、4月、5月は町の商品取り扱いをしていただいているということで、ふるさと納税のですね。そういう位置づけでございますけれども、リストをつくっております。11月が152千円、これは大体規模感としては上峰町防衛協会の補助金ぐらいの規模感になるかと思いますけれども、152千円ということでございました。あっ、それは昔の補助金の規模でしたね。最近ちょっと増額していますけども。2017年12月が23,810千円ということでございます。2018年1月が456千円、2018年2月が1,058千円と、3月が1,004千円、4月が908千円、5月が2,438千円ということで、合わせて29,826千円、件数といたしましては755件でございます。

この利用状況は、ふるさと納税の商品としての利用としてはこういう件数と寄附金額になるということでございますが、このふるさと納税と関連しないところで、ウエブ上での拡散を図っておりますので、上峰町の商品をということで食べられるならということで来られているランチのお客様であったり、あるいはふるさと納税で有名なお店だということを聞きつけて来られる佐賀県の方々のディナーのお食事だったりということも、数多く来ている状況であるということで聞き及んでございます。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

11月から始まって5月末までに755件、ランチで314件、ディナーで441件ということで御報告を受けました。これは寄附額の金額で29,826千円ですが、ここはお店ですので、普通の物を買って送るんじゃないじゃないですか。物を買うんじゃくて、そこはお店だから、佐賀牛とさがびよりを提供されるわけでしょう。違いますか。

それで、この原価というのは博報堂さんが取って、業務の一環として3月まではやってらっしゃったと――3月31日ですね、契約が。その後が返礼品の一事業所として契約をされているということなんですが、どういうふうな動きがあるんですかね。ちょっと流れがわからないんですが。例えば、納税が来て、チケットを送るわけでしょう。そういう流れはどのようになっているんでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

ふるさと納税の商品、飲食に伴う商品の取り扱い方、手続についてのお尋ねですが、私も詳細は一つ一つ詳しく把握しているわけではございませんが、恐らく寄附をいただき、その寄附者に対し、返礼品として商品のチケットをお渡しするという流れになっているものと思います。

〇5番(漆原悦子君)

この猩々さんというお店なんですが、前――今もそうでしょうけれど、見た限り、御飯については魚沼産のコシヒカリで、お肉については新潟和牛のA5ランクというのを打ち出してあったわけですね。その中に、うちの上峰の招待券というんですかね、ランチとディナーが入っているというわけですよね。

実はここのお店の動画を見たんですけど、動画が多分11月か12月の頭ごろに流されているんじゃないのかなと思って、それが今現在もずっと流れているんだろうとは思うんですけれども、てんちむさんという方のチャンネルというんですかね、動画ユーチューブで流れているんですが、その中に一品一品、商品の案内をずっとされて、最後のデザートまでずっと流れがあるんですが、私が見たところ11品でしたけれども、その中で佐賀牛のA5ランクサーロインという名前はちゃんと出てくるんです。佐賀牛というのも一度は出てくるんですけれども、その動画の中にこういうすごくいい、まず食べられないような食事に招待されたというふうな格好で、誕生日のプレゼントみたいな格好で招待してもらったというふうな動画なんですけれども、ぜひ行ったほうがいいですよとなっているんですが、その動画の中に、食べながら佐賀牛といいながら、ぼんと表に出てくるのが、字幕でずっといろいろ出てくるんですよ。何の料理、何の料理とかですね。そこに仙台牛と写真撮影といってぼんと出てくるんですね。言葉では佐賀牛と話してあるんですけれども、そういうのは御存じですか。

〇町長(武廣勇平君)

よく存じ上げております。恐らく議員はちょっと――いろいろ誤解がある伝え方をされるといけませんので、しっかりお伝えをしたいと思いますが、恐らく猩々というお店のホームページを見、そこで並べられているメニューについて、佐賀牛以外のものがあることは事実でございます。本町で直営をしているわけではありませんので、本町の食材だけを使っているわけでは決してございません。上峰町のメニューをふるさと納税寄附者に対して用意しているということでございます。

よって、ホームページ上に上峰、あるいは佐賀牛の掲載がないのも当然のことであります し、町民の皆様にも御理解いただきたいと思いますが、また、てんちむさんというユー チューバーの方々の動画は私が一番早く気づいたものでございます。実際、佐賀牛というふ うに本人、紹介されていて、佐賀牛を編集ミスで仙台牛と打ってしまっていたんですが、そ こを既に差しかえるよりもですね、もう拡散をしていて、25万件、その当時、ページビュー 既にありましたので、これをもう一度差しかえて出すと、今度ビューが少なくなってしまうということで、IDをそのまま残したまま行かざるを得ないということで、しぶしぶ了解したところで、私自身はございました。

編集のミスがやはりこういう行き届いていないということから起こるのはあってはならないことだと思いますし、視聴者の方はその点で混同をされるものだと思いますので、でも、言葉では佐賀牛と言われておりましたし、全体が佐賀県上峰町の企画ということでまとまっていましたので、その点は私自身は、何といいますかね、許容する範囲内かなというふうに思ったところでございました。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

私は何でかなと、差しかえをされてなかったから不思議に思ったところでした。それと同時に、4月、5月が返礼品の一事業者として契約をしてあるということですが、その流れが送られると言われたんですが、その返礼品の一事業所として契約と言われましたけど、あのいただいたリストの中にはジッパーさんが窓口になっているんですが、寄附が来て、その方に送るのはジッパーさんにお願いをしてあると捉えてよろしいですか。

〇町長(武廣勇平君)

そのとおりでございます。

〇5番(漆原悦子君)

それと、こちらの営業時間が朝の11時半から午後2時までがお昼のランチで、夜が18時から23時までということなんですが、銀座線外苑駅から3分ぐらいのところにあるというところですが、なかなか隠れ家というんですか、わかりづらいところなんだろうなとは思うんですけれども、実はそちらのほうに行かれた方からですね、近くの方がこの番地を聞いたら、あいてないよって言われたらしいんですけれど、これだけの数字があるので、時間帯がどうなのかは知りません。何時に行かれたのかですね。でも、すぐ2の26の9ですから、どうも一番下の桁がすぐ近くの方だったらしくて、4名ほどの近所の方がいらっしゃって、最初わからなくて場所を確認したら、あそこよって教えてくださってですね、あいてないよと言われたっていうことを聞いたんですけれど、この時間以外というのはぴしゃっと締められて、支度中とかそういうふうな格好じゃなくて、全く入れないというか、誰もいらっしゃらないという状況なのかはわかりますか。

〇町長 (武廣勇平君)

私もお店のスタッフじゃありませんので、その辺そこまで詳しくわかりませんが、いつ行かれて、どの時間帯に行かれたか、教えていただければ、その時間、あけるべきときにあけていないのであればですね、そのお店の考え方だと思いますけれども、その点はそういう御意見があったことをお伝えできるのかなと思いますので、いつ行かれて、何時ぐらいに行か

れたのか、できれば、後ほどで結構ですので、教えていただければと思います。

〇5番 (漆原悦子君)

この件についてはお聞きしたもので、同僚議員が行かれていますので、後でお聞きになったらよくわかるのではないのかなと思いますので、確認をしてください。私も詳しくは知りませんので。

あとですね、これはその後がまた今のところプロポーザルで決めるということになっているようなので、これから後になろうかと思いますが、この状態でずっと売り上げが上がっていくと、町としても、とてもいいのではないかなと思いますが、先ほどですね、7番議員のときに展示販売をしているって言われましたが、食材を提供するとともに展示販売をしていますって答えをおっしゃいましたけれども、お店の中に物を何点かというのはどういうものを置いてあるのかわかりますか、上峰町の分として。

〇町長 (武廣勇平君)

昨年、お伺いしたときは米とお酒とゴールデンライム胡椒等がございました。

〇議長(寺崎太彦君)

次ですか。

それでは、質問要旨3、PR広告の実態はどうなっているのか、それについて執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

PR広告費についてお尋ねでございます。前段の議員の方からもお尋ねがございましたので、重複する答弁になるかと思いますけれども、御容赦いただきたいというふうに思います。まず、PR広告費としては、企画費、制作関連費、広告メディア関連費、PR制作関連費ということで、29年度につきましては、お手元に資料を配付しているとおりでございます。これが内訳となっておりまして、基本的にはウエブとテレビ、あるいは交通広告媒体、そして拠点としてのアンテナショップという大きく分けて4つの柱でマスコミュニケーションを図っているということでございます。

〇5番(漆原悦子君)

私もなかなかわかりませんので、よかったら教えてください。

テレビのスポット媒体というのは、7番議員のときにテレビ朝日に50本打ちましたということでした。交通広告媒体制作ということは、以前お話があった東京モノレールの車内展示と羽田空港にパネルですかね、あの分だろうと思いますが、期間はいつからいつまでだったでしょうか。それと東急線に動画を流すということで、12月4日から計画をしておりますということでしたが、これはいつまでだったんでしょうか。

〇町長(武廣勇平君)

交通広告媒体につきましては、12月11日から17日の7日間、12月の寄附金額が増加すると

きに、B型ポスター、大型1枚を張り出してございます。

東急ビジョン映像広告としましては、約10分に1回露出するように、合計73本、12月4日 から4週間ということで掲出しているということでございます。

〇5番(漆原悦子君)

テレビのほうにも50本打ってありますが、上峰町から3名の方が向こうに行かれて、お肉編とか、牛肉編、それからタマネギ編とか、それからお米編ですか、ということで、これはテレビのCMのほうでしょうか。それとも動画で流される分でしょうか。動画もあったんじゃないかなという気がするんですが、どのように、どこの部分に入るのか、教えていただけますか。

〇町長 (武廣勇平君)

テレビのCMにつきましては、12月15日から31日、オンエア回数15秒、50本でございます。これはCMでございます。テレビの今言われました動画については、ユーチューブ、トゥルービューというところでですね、12月から、これは幅広く2月までの間、トータル68万回再生をしています。

以上です。

〇議長(寺崎太彦君)

よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問事項3、子育で支援について、要旨1、学校給食無償化・教育クーポン配布をどう捉 えてあるかについて、執行部より答弁を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

漆原議員の質問事項3、子育て支援についての要旨1、学校給食無償化・教育クーポン配 布をどう捉えてあるかという御質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

いずれの取り組みも地方創生へつながるものと考えております。さまざまな事業を行うと き、常に学力の向上、ひいては子育て支援、定住化促進の一助となるようにと考えておりま す。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

この件については教育長さんにお願いしたつもりですので、教育長さんが現場でいろいろ やってこられていますので、それを見てですね、こういう施策を町でやっていますが、どう いうふうにお考えなのか、それをお聞かせください。

〇教育長 (野口敏雄君)

漆原議員の子育て支援について、1、学校給食無償化・教育クーポン配布をどのように捉 えているかと、学校現場の立場からも含めてということでございました。 まずもって御案内でございますが、これは先ほどの議員さんのときにも吉田事務局長から紹介したものでございますが、平成26年度に実施された文科省の子供の学習費調査というのがございます。中学校のみちょっと抜粋して言いますと、公立中学生の学習費として全国平均が年間314,455円、月に直せば約26千円かかっていると。

その内訳としまして、学校教育費、つまり本町の場合でいえば、教材費という形で学年ごとに月々数千円ずつ集めております。それは、教科用図書はもちろん無償なんですが、副教材費等のために――ドリルとか資料費とかですね。そういったもののために集めている。そういった学校教育費が26.8%、学校給食費が8%、学校外活動費が65.3%というふうになっております。これが家庭が負担する教育支出ということになっているわけですね。

これを見ますと、そもそも公教育、特に義務教育におきましては、公平性、中立性、平等性というのが大事だろうというふうに私は思います。ただ、この中にあらわれておりました、特に学校外活動費で差が出てくるのも実際だと思うわけですね。御家庭の経済力に余裕があれば、ここにたくさんのお金を費やすことができるし、逆の場合もあると。そこで、教育格差が生まれてくる可能性があるんじゃないかというふうに文科省も総括しておりました。この部分で、学校給食費がこれは小学校の場合13.4%の内訳なんですが、中学校は先ほど言いました8%なんですが、この部分が無償化になるということは、かなりの部分の家庭への支援になっているというふうには捉えておりました。

また、学校外活動費について、今回このスタディクーポンということで30千円になりますけれども、支援するという形になりますから、差が生まれやすいこの部分に町として支援をしていくということになります。こういった問題は少子化の一因とも言われておりましたので、そういった意味においても少子化を食いとめる、あるいは子育て支援の大きなサポートになるんではないかというふうに捉えておりました。

3月まで学校現場におりまして、実は3月に当時の教育委員会からこのスタディクーポンについて説明を受けました。そのときは、先ほどの義務教育の本来あるべき形、公平性、平等性からなじまないんじゃないかと私は印象を持ちました。しかし、よくよく話を進めていったり、あるいは学校側の要望も捉えていただく中でですね、また4月から私が立場が変わりまして、整理していく中でスタディクーポンというのが前面に出てくるからですね、何か30千円分をばらまくような印象があるわけですけれども、もともと考えてみると、26年度から始まっていました放課後の補充学習をまずもって学校の要望、生徒の要望もあって、こま数を2倍に拡大する、10こまにされる。

そして、その時期も、これまでは10月以降ですね、1年生、3年生、していたんですけども、特に部活動への影響もあるということで、1年生は8月に実施する。10日間で集中して実施するということになりました。これは中1ギャップと言われている子供たちが中学校に上がって、1学期の間で特に数学や英語で差が出てきやすいんですね。ですから、1学期が

終わった夏休みに集中してそういったところを補充するという意味では非常に教育的な価値 があるんではないかと捉えました。

3年生につきましては、体育大会とか文化発表会までは学校行事で一生懸命活躍するわけですが、10月の末をもって文化発表会が終わります。入試に向けて気持ちを切りかえさせるこの11月から補充学習を開始するという、そういう時期的なものも非常に効果が期待できるんではないかと捉えたところであります。

しかも、それに加えて、今度はこれも保護者さんや子供たちからのニーズがあったわけですが、自分は日ごろ行っている塾でこれを使いたいとか、塾にも行きたいとか、あるいは自分は勉強も大事だけれども、これまでやってきた固有に上げて恐縮ですが、ピアノを続けたいんだとか、いろいろなニーズがあるということもわかったところでございます。

したがいまして、そういったいろんな方面に子供たちや保護者が選んだ選択できるというこの制度が非常に柔軟化してきたということは、ある意味、教育的な公平性、平等性につながるんではないかというふうにも捉えたところでございます。そういう選択的な補充学習のあり方、そしてそれをきちんと漏れなく実施するために、クーポンという、いうならツールといいますか、手だてを講じるんだというふうな整理をしまして、非常にある意味、画期的な、そして学校には圧迫させない、学校教育には圧迫しないということもありますので、非常に今後の成果が期待できるところだろうというふうに思っております。

今後につきましては、給食費が無償化になりましたので、関係者、学校と協力しながら、 安全で安心な、そしてより楽しめる学校給食のあり方を日常的に追及していきたいと思いま すし、また放課後補充学習につきましては、学校教育と家庭教育をつなぐその部分、そこで 子供たちが苦手分野を克服したり、基礎学力を補充したり、あるいは勉強以外での個性や能 力を開花させ、発揮していくような、そういう充実した時間帯にできるような、そういった 支援になるのではないかというふうに捉えているところでございます。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

ありがとうございました。画期的な取り組みで、家庭と学校教育の間をもって取りつなぐ ものということで期待をされていると思います。

1つですね、私が気になっているのはどうなんでしょうか。今まで、要保護、準要保護の 方は給食費が支給されていましたので、無償化になると、そういう給食費はもう支給されな いわけですよね。そうすると、家庭からちゃんと毎月きちんと中学校とか小学校の――今、 中学校の話をしてあったんで中学校でいいんですが、中学生が5,010円の11カ月ということ で55千円ほど年間あるんですね。そうすると、要保護、準要保護の人たちは今までいただい て納付をしていたんだけど、その分がゼロになるわけじゃないですか。そこの部分で格差が 出ないのかなというのが1つと、そのときも学力向上をしていただきたいという前教育長さ んのお話と定住促進も兼ねてやっていただきたいというお話だったので、一番気になったの がそこの部分だったんですね。

それと、教育クーポンにしても、とてもいいお話で、いいとは思うんですが、なかなかそういう家庭の子供たちというのは小学校のときからでも塾とかいろんなところにはなじまれてないのではないのかなあと。それで、どうしても授業についていけない子供さんには学校側から、済みません、家庭教師をつけてくださいとか、ちょっとだけというふうなお話をですね、もう私の子供も大きくなったので、以前のことしかわかりませんけれども、そういうお話があってですね、大変だけど、ついていけないから家庭教師をつけてと言われて、今しているんですよというふうなお話があったりしていました。

だから、そういう中で、塾とかいろんなお稽古事をしている子はすっとなじめるのかもしれないけれど、そういうのにあんまりなじんできてない。今、補充学習とかにはちゃんと皆さん一緒で平等でやっているんだけど、そういう子供たちの場合、どうなのかなあという心配を私は親としてちょっと気になるもんですから、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。簡単で結構です。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

先に漆原議員のほうから準要保護、要保護の給食費の補助金のことで、上峰町が給食費を補助することになったので、準要保護からは出ないというふうに言っていただきましたが、それは誤りでございまして、準要保護の、それから要保護の補助は例年どおり出ております。そして、上峰町側がその準要保護の補助をもらっている方については、給食の補助は上峰町側はしないということでしておりますので、誤解のないように、よろしくお願いをいたします。(「意味がわからない」と呼ぶ者あり)

意味がわからない、もう一回。準要保護が先にあります。準要保護の給食費の補助を受けている児童・生徒には、上峰町の学校給食費補助はしないですね。先ほどは逆に言われていたというふうに思いますが、いかがでしょうか。失礼します。

〇町長 (武廣勇平君)

今、吉田さんの認識が正しくてですね、準要保護の御家庭に対しては学校給食費の補助はしないという状況にあるわけでございます。よって、準要保護、要保護の皆様方はその補助金を活用し、従来どおりの給食費については減免をされるということだと思いますけども、ただ、漆原さんの御質疑の趣旨はそうした点ではないかと思います。要するにこれまで要保護、準要保護の御家庭というのは、通常の御家庭に比べて、ある意味補助をされる側として扱い方が特権的にされていたということが、公平な対応によって、補助金が一律に全家庭に、国費であれ町費であれ、一律に配られることによって、何と言いますか、特別な扱いがなくなることに対する不公平を言われているのかと思います。

こうした議論は、一律に補助金を配るときによく生まれる話なんですけれども、私はこの

ように考えていて、やはり社会はセーフティーネットというものがあるとすれば、やはりそれはサーカスでいう綱渡りの網の役割であって、その網のですね、セーフティーネットから社会に――社会といいますか、通常の状況に戻していく、促していくことのほうが重要で、ですから今回の場合でいいますと、ちょっとうまく言いたいことが伝えられるかどうかわかりませんけれども、補助金をなくすことで、その特権的な扱いが固定化されるべきではないし、負担については解消をされているわけでございますので、要保護、準要保護の皆様方も機会の公平性というのはあると思っているんですね。だから、何といいますか、これまでの特別な扱いが固定化されることを促進するのではなく、公平に、全体に、一律に配分することによって生まれる機会の平等をですね、このセーフティーネットの議論の中では考えていくべきじゃないかといつも思ってございます。

〇教育長 (野口敏雄君)

漆原議員からの塾等になじまれていない御家庭とか生徒もいるんではないかという御指摘 でございました。

そもそも学校は塾を推奨はしていないんですよね。学校の教職員でできるだけ自分たちの 範囲の中で子供たちに基礎学力を3年間の間でつけてしまいたい、しまわなくちゃいけない という使命感も持っております。ですから、実際上は昼休みも補充学習を個別にしたり、放 課後もこれまでしておりました。それから、部活動単位ででも、部活の練習時間を絞ってで も宿題をさせたりとか、嫌なこともしたところでございます。

今回の選択制も大筋のところは去年まで行われていたオンラインの補充学習――パソコン室で行っておりますが、これが5こまから10こまにふえましたので、これは残っておりますので、塾や習い事を選ばない子たちはそちらを選択すると思います。見込みで余り軽々には言えないと思いますが、恐らくそれが多いんだろうというふうには見ておるところです。ただ、逆に言うと、今まで塾に行きたかったけども、行けない子供が行けるようになる可能性も出てくるわけですね。習い事もしたかったけど、してなかった子供ができるようになるかもしれないという、そういう期待感も持っているところでございます。

大筋のところは、本来、補充学習が拡大したものが残っておりますので、なじみのない、 薄い子供にとっても受け皿はあるのではないかというふうに捉えているところでございます。 以上です。

〇5番(漆原悦子君)

じゃ、確認させてください。学校給食費を徴収してあったときは、準要保護の人たちには、 その分は加算して払ってあったんじゃなかったですかね。何というのかな、無償にはなっている んだけど、取らないじゃなくて、建前上は乗せて払うというふうな格好にはなって――じゃ なくて、最初から乗ってなかったんですか。要するに、5千円とすれば、準要保護のお金が あるじゃないですか。そこの分に給食費の分といって加算がそこの中にプラスされていたん ではなかったんですか。給食費、無償でしょう。無償だから。意味わからない――後でよく 聞きます。じゃ、いいです。

〇議長(寺崎太彦君)

よろしいですか。それでは、次へ進みます。

要旨2、上峰児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の現状はについて、執行部より答弁 を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

漆原議員の質問事項3、子育て支援についての要旨2、上峰児童クラブ(放課後児童健全 育成事業)の現状はという御質問についてお答えをいたします。

現在、定員120名に対し121名の申請があります。通常100名前後の児童をお預かりしています。4月は最大114名、5月は最大103名の児童をお預かりしています。支援員につきましては、6名のうち3名が放課後児童支援員の資格を取得いたしました。また、今年度、さらに1名が6月からの佐賀県放課後児童支援員認定資格研修を受講するように準備をしております。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

今、報告いただいた分は昨日もお聞きしましたので、こちらのほうから質問だけさせてく ださい。

昨日の話の中にも出たんですけど、厚生労働省っていうんですかね、放課後児童支援員の キャリアアップ処遇改善事業ってありますよね。あれは去年資格を取られたから、ことしは この部分は申請をしていただかれるんでしょうか。まず、1つですね。

2つ目は、子供たちのいる児童クラブのスペースが狭いので、多方面でいろいろ、今、TTルームとか、図書室を使うことを検討したりしていますというお話をされましたね、昨日。ところが、ことしの予算委員会の中で法人が運営する話がありますよってお話をされていましたが、この部分は今どのような話になっていますか。そういうお話をしてありましたけれど、2つお願いします。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

2点御質問いただきました。まず、処遇改善につきましてでございます。

こちらは資格を取ったことによって、日額をアップさせております。昨年度の6,590円の日額から今年度は7,060円、470円の増額、率にして7.1%の増となっております。こちらについても、この金額で県のほうへ処遇改善にかかわった補助金の申請をしてまいります。

次に、法人のお話について御質問をいただきました。

この点につきましては、昨日、大川議員へのお答えの中でお話しさせていただきました複数の案件の中の一つでございます。現在、そういうことで複数の案件について協議を進めさ

せていただいているというところでございます。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

処遇改善ということで、日額6,590円だった賃金を7,060円に上げましたということですが、 1支援単位ですよね。1クラブ単位で上限が868千円あったかと思うんですけど、6人い らっしゃるんで、もうちょっとこれをうまく使うことはできないんでしょうか。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

議員からの御質問でございますが、これにつきましては現場の働く時間数、そういうことによって、日額、また時給で計算をしておりますので、時間数がふえればその枠いっぱいにいこうかと思いますが、現状はその実勤務数で計算をしているところでございます。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

せっかく処遇改善事業でお金がありますので、これをうまく活用して、子供たちのぎりぎりじゃなく、少し余裕に指導員さんは来てらっしゃるとは思うんですけど、それができないかなというのがちょっと気になるところですが、アップしたということで、少しはやる気が出てこられるのかなと思いますが。

それと、昨年の9月にお聞きしたときは、障害者の方が、知的の方が2名で情緒不安定の方が7名で9名いらっしゃったということなんですよね。上峰児童クラブのほうにですね、お聞きしていたんですけれど、今回は7名ということなんですが、そういう子供たちを支援するためのいろんな勉強ってあるじゃないですか、支援員さんの、そういうのにはきちんと行ってあるのかどうかがまず1つと、それから、子供がやはり部屋の狭いところにたくさんいるわけですよね。そういう部分で、以前から御父兄さんのほうから、小学校の校長先生とかにいろいろ相談とかお願いとかが行っているというお話でしたけど、そういうものの取り扱いというんですかね、どうされているんでしょうか。言っても、なかなか改善されないというふうな話が入ってきているんで、そういうふうな話が来たときの対応の仕方というのはどのようにされていますか。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

2点御質問いただきました。まず、1つ目、研修の件でございますが、こちらは県のほうから私どもの学校の児童クラブのほうに来ていただいて研修会を開いておるところでございます。

次に、学校の保護者の皆さんからの意見が通らないというところでございます。(「児童 クラブ」と呼ぶ者あり)あっ、児童クラブにつきましての意見が届かない、改善できないと。 確かにいろいろ面積等については、既にかねてより御質問、また皆さんからいろいろ御意見 いただいております。なかなか物理的にですね、解決をできないというところは今そういう 状況にあります。極論になればですね、逆にその面積要件を満たしたところに定員を下げるのかという、逆説なですね、安全面を考慮すればそういうことにならざるを得ない中で、私どもとしては待機児童をつくらないために120名をお預かりしながら、面積要件は少し超えておりますが、安全に配慮しながら対応しているということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

〇5番(漆原悦子君)

面積が狭いということでの御相談があっているのは、なかなかとできないと今言われましたけど、その部分だけじゃなかったと思いますので、その辺もう少し小学校の校長先生等と確認をして、どういう要望とかどういうお願いが来ているのか、ちょっと把握をしていただければなあと思います。部屋が狭いというのはもう親御さんわかってらっしゃると思うんですね、もう預ける時点で。そりゃ、広いところに越したことはないんですけれども、いろいろお話を聞くところによって、そういう話が言っても変わらない。だから、やっぱり夏休みになったら一日いたりしますので、そういういろんな小さなことも含めて、いろんな話が行っているのではなかろうと思いますので、その辺をよろしくお願いします。やはり、お母さんがわりとしてね、そこでお世話をしていただかなくてはなりませんので、よろしくお願いをしておきます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

ありがとうございます。学校、また児童クラブの保護者の皆さん、学校を通じてでもありますが、御案内のように複数の、またたくさんの意見いただいております。例えばエアコン、環境の問題、おやつの問題、それからトイレの問題等々ございます。その都度、対応させていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

〇議長(寺崎太彦君)

次、よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、子ども食堂について、執行部の答弁を求めます。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

皆様こんにちは。漆原議員の質問事項3、子育て支援について、要旨3、子ども食堂についてに関して答弁をいたします。

現在、町内では1カ所が運営しており、平成29年度から運営補助金を交付しております。 平成29年度は月1回、第1日曜日の開催でしたが、平成30年度は高齢者の参加もふえたこと から、通学福祉バスとの連携を考慮し、月1回、第1土曜日に開催されております。

参加状況といたしましては、子供はもちろんですが、高齢者の参加も徐々にふえてきてお

り、経済的事情、または家庭の事情等により個食などの課題を抱える方が、食事及び団らんなどを通して、社会との接点を設けつつ、共食を推進し、食事を通した地域における多世代交流拠点としての機能が整備されつつあると感じております。子供のみを対象とするのではなく、子供も通える多世代交流食堂として促進を図っていきたいと考えております。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

〇5番(漆原悦子君)

時間がありませんので、要望だけになろうかと思います。今現在、1年――昨年の7月からですから、ことしの3月まで500名ほどそちらのほうに通われたと聞いております。今ですね、私もときどき行っているんですけれども、見る限り、他町村の方も来であるんですけれども、いわゆる本当に来てほしい子ども食堂としての支援をする子供たちはなかなかですね、その利便性によって足を運べないっていうのが実情じゃないのかなと思っております。

高齢者の方にしても、独居老人さん等も来ていただきたいとは言われるんですけれども、 あしがないとかですね、そういう部分で、今年度から――2月から土曜日に実施はしてあり ますけれども、なかなか難しい現状のようです。

そこでお願いなんですが、今、地域公共交通の中でいろいろ協議をされていると思いますが、そういう中に拠点をずっと加えてあると思いますが、そちらのほうも拠点の一つに加えていただき、本当に行ってほしい子供たちへの、どうしたらそこまで行けるかということを少し考えていただけないかなと。私たちが常に気にかけながら、いつもいつも連れていくというわけにはいきませんので、その辺、ボランティアさんで中身も運営をしてあって、常日ごろ6名ぐらいは常に来ていらっしゃるかなあと思うんですね、そのお手伝いに。そういう中で運営をしてありますから、本当に喜んで、タマネギ1個持ってきたりジャガイモ1個持って食事に来たりする高齢の方もいらっしゃいます、ありがたがって。だから、そういう本当の多世代交流の食堂として支援していくためには、本当に支援しなくていけない子供たち、それから高齢者の方たちが来ていただきたいなというのが私も含めて行っていただきたいと思っておりますので、その辺をどうしたらいいかもちょっと考えながら、町として支援をしていっていただければというお願いを込めて、この項は終わります。

〇議長(寺崎太彦君)

これで5番漆原悦子議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、通告順のとおり、9番原田希議員からよろしくお願いいたします。

〇9番(原田 希君)

皆さんこんにちは。9番原田希でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまより通告に従いまして、一般質問を させていただきます。

今回、質問として大きく2点質問をさせていただいております。1点目につきましては、

きのうきょうと同僚議員数名の方が同じような内容の質問をされております。先日のやりとりの中で、この閉店を受けての町長の意向というのも答弁の中で発表をされました。そういったことを受けて、なかなか私、通告出しておりますが、うまく整理ができてない部分もございまして、同僚の議員さんと同じような重なる部分もあるかと思いますが、答弁をお願いしたいというふうに思っております。

質問事項1、中心市街地の再開発について、要旨の1として、イオン閉店の発表を受けて、 町長の思いはということでございます。

イオン閉店というお話を私も聞いたときには、やっぱり学生時代からの商業施設というのは、もう本当に毎日のように通った場所でもありますし、高校時代、違う学校にばらばらになった同級生の仲間たちとも、夕方あそこに行けば誰かがいて近況報告をできるような、ちょっとしたある意味、仲間内での交流の拠点みたいな部分もありましたので、改めて当時のことを思うと、あそこが閉店するというのは、本当に寂しいことだなと。これは皆さんも、町内外の皆さんもそういったお話聞きますけど、皆さんも同じような思いではなかろうかということで、町長自身、そのことに対してどういうふうに今、感じられているかということと、また、そういった一人の町民として住民として思う部分と、もう一つ、町長としてこれまでも、これからもイオン上峰店は中心市街地の核としての位置づけをされて、これまでもまちづくりをされてきておりますし、これからも当然そういった位置づけでさまざまな計画を立ててこられてきた部分もあると思います。

武廣町長に関しましては、3期目の公約で、たしかイオン周辺の再開発ということで、あそこを核とした新しいまちづくりというのを掲げられておられたと思いますので、そういった意味でも、そういった町長としての立場でも、また思いというのがあるんじゃなかろうかというふうに思っておりますので、そこら辺の思いを伺いたいというふうに思っております。加えて、この項で、閉店の発表というふうに書いておりますが、イオンさんから、きのうきょうのやりとりの中でも、答弁の中でありました、閉店の決議があったということで、撤退なのか閉店なのかというような話も出ておりますし、報道を受けて、住民の皆さんからも、あそこがなくなるならとか、次こういう施設がいいなとか、こういうのを持ってきてほしいみたいな話も出ておりますので、そこら辺に関しては、以前、全員協議会の中で、幾つかそのあたりのやりとりをさせてもらった経緯もございますが、改めてそのあたりの疑問もこちらでちょっと伺えたらなというふうに思っております。

要旨の2番目として、イオン閉店となることで、どのような影響が考えられるかということで、今回の行政報告にも、閉店決議を受けて町として影響の大きさを感じているというふうに記されておりますが、具体的にどういった影響があるのかというのを、ここに関しては、行政、議会、きちっとそういった町内に係る影響というのは、共有をしながら、今後の対策なりを議論していくという必要があろうかと思いますので、ここの具体的な影響、どういっ

たことがあるかというのをお示しをいただきたいというふうに思っております。

それから、要旨の3番目、さまざま影響がある中で、今後、町としてどういう考えを持って、どういう対応をされていくのかということで、先日も取得をしていきたいというふうな意向を示されました。改めてそこら辺も伺いたいと思いますが、今回、補正予算でそれに関する予算も提案をされているというような答弁もあっております。予算書を見ても、確かに提案をされているようでございますので、今回上げられている関連の予算の中身についても、できれば具体的な説明をお願いしたいというふうに思っております。

それから、質問事項、大きく2番目でございます。教育行政について、要旨の1、今回、新しく野口教育長になられまして、初めての定例会ということになります。まずもって、これは私、歴代の教育長さんにもお願いをしてきたことでございますが、まずもって、さまざまな教育行政の政策を行っていただく前に、きちっと教育行政の長として、上峰町の教育はこういうふうにあるべきだという大きな柱を示していただき、それに基づいていろんな教育行政を展開していただきたいというふうなお願いを歴代の教育長さんにもお願いをしてまいりました。今回初めての定例会ということで、ぜひ野口教育長の教育行政に対する考え方、所信をお伺いしたいというふうに思います。

それから、要旨の2番目として、小、中学校長寿命化計画の進捗はということで、これに関しましては、平成29年12月議会でやりとりをさせていただいたと思います。学校施設、結構老朽化も進んでおりますが、長寿命化、先日でしたか、同僚議員の今回の質問の中でも、建てかえ等のお話も少し触れられましたが、長寿命化で基本的にはというふうなお話もありました。長寿命化と言いながらも大規模改修というような言い回しされる部分もありますので、個々の違いなんかを12月、いろいろお聞きしながら、その中で小、中学校の施設に関しての長寿命化計画は、29年度中にはできると思うという局長の答弁もございましたので、そこら辺の進捗、実際、今できたのか、どうなっているのかというのをお伺いしたいというふうに思っております。

以上、質問事項でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、質問事項1、中心市街地再開発について、質問要旨1、イオン閉店の発表を受けて、町長の思いはについて執行部の答弁を求めます。

〇町長(武廣勇平君)

原田希議員の中心市街地再開発についてということで、1番、イオン閉店の発表を受けて、 町長の思いはということで御質疑いただいております。

率直な思いといたしましては、どの報道にも申し上げておりますけど、ショックだという ことで非常に大きなショックを受けたところでございます。議員は同級でもございますので、 同じころ、同じ映画を見ているかどうかわかりませんが、私が最初に見た映画はタイタニッ クでありました。そういう話をすると、ちょっと不謹慎かもしれませんけど、沈没船の話でですね、非常にでも一番最初に見た映画が、シネマコンプレックスで、村から町になり、7年目たったところで、このイオンが進出され、本当にこの町が活気にあふれていた時代だったと思います。

ですから、ショックというのは2つ意味があって、1つは、こんなに大店法の問題となる中で、地域の商店主さんたちも泣く泣く事業を畳んでいたというようなお話も聞くぐらい影響があって進出したにもかかわらず、すぐさま閉店を決定するというこの考え方に対して、非常に憤りも正直感じましたし、と同時に、やはり人口減少という日本全体の社会の問題の中で、足元人口1万人未満の町でGMSを維持するのは非常に難しいということもよくわかるつもりでありまして、その中で地域への貢献をうたうイオンがですね、私が就任したのは10年前ですが、その後、ライバル店が目の前にでき、周辺に安売り家電店ができたということで、周辺の環境整備をしているといっても、イオンにはつらい状況だったのかなというふうに思うがゆえに、非常に複雑な気持ちでショックという言葉を使わせていただきました。

このお店については、本当に最初はそう影響は、買い物難民の影響は出ないものというふうに私自身は理解しておりましたが、精神的なショックといいますか、そういうものがあるのではないかと、町民の皆さんには思っておりましたけれども、その後、転居のきっかけはイオンだったと言われる方であったり、今お話をさまざま聞いていますと、じわじわとこのイオンについてのショックが広がっているような状況にあるように思います。

5月25日に商工会からいただきました、非常に要望をいただいておりますけれども、会と しましても、まず連携をしなさいと、誘致したのが商工会でありますので、連携をして情報 を共有しながら、ひとつ広域的な商業拠点としての機能を維持、充実しろということで要望 いただいています。

また、2つ目に、商業観光交流機能ゾーンの環境整備ということで、より今よりも機能としては充実を考えられておられる町民が多いのではないかというふうに現在思っています。 勘と経験で企業誘致をするのではなく、また、上がってきた案件に一つ一つ応えるだけでなく、本当にこの1万人未満の町でどのようにしたら、今後、活性というものが生まれるかというのを、やはり学術的なところからも御指導いただきながら、しっかり進めていかなければ、人だまりは決してつくれないと思っているのが私の率直な気持ちでございます。

そのような思いを胸に、村から町になり30周年、ことし30周年の年ですので、節目の年に 新たな考え方が提案できるように、先日、取得について検討させていただいたところでござ いました。

以上でございます。

〇9番 (原田 希君)

今、町長の思いというのを語っていただきました。恐らく大多数の町民の皆様が、また近

隣の町外の方からも、やっぱり寂しい思いというのは日を追うごとに多く聞くところでございます。

そんな中で、以前、全員協議会の中でもお話しさせていただきましたが、もうあそこがなくなるのは本当に寂しいけれど、じゃ、次のなくなった後の次は、こういう施設が欲しいなとか、こういう企業を誘致してほしいな、さまざま声を聞く機会もふえてきております。きのうきょうとありましたけど、まずちょっと簡単な質問といいますか、報道を受けて、一般の町民の皆さんは、もう完全にイオンが閉めて撤退をしてしまうというイメージを持たれている方が実際多いと思いますが、きのうきょうの一般質問、同僚議員の一般質問のやりとりの中では、とりあえず今のところは閉店なんだよというようなお話もあっていますので、再度同じような内容になりますが、閉店なのか、もう閉めて全部撤退してしまうのか、そのあたりをもう一度ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

〇町長 (武廣勇平君)

昨日の私、議員さんとのやりとりで、閉店か撤退か、きょう議論の中で可能性について言及したことがあるかもしれません。あくまでも私個人が考える可能性でして、この土地の所有者につきましては、イオン九州でございますし、この土地の態様の変更がされるかどうかもまだ定かではないわけでありますが、文章で発表されているイオン上峰の発表内容によりますと、この土地も含めたところの閉店という言葉を使っておられるというところに着目をしながら、今後、可能性の議論にはなりますけれども、我々からしっかり商工会さんとも連携しながら、働きかけていく余地はあるのではないかという趣旨で、きのう撤退ではなく閉店ということを強調させていただいたところでございます。要は、これからのアクション次第だというふうに思いますので、この点は、余り私の言葉で期待値が上がるのもいけないことだと思いますので、限定的に理解をしていただければというふうに思います。

〇9番(原田 希君)

文章での発表は閉店というふうになっているということで、我々もその文章に関しては確認をさせていただいております。土地についても、イオンさんの所有ということで、今後どうされるかも、こうだということは今の時点で言えないというところも理解をしているところでございます。

きのうきょうのやりとりの中で、あそこの場所の云々という中で、あそこのイオンさんの 跡地の利用という言い方を皆さんされるんですが、ここに関してもイオンさんの所有だから どうなるかわからない、建物もそのまま残るのか、更地になるのか、そういったことも所有 者が今後決めていくことでしょうから、まだわからないということだろうと思うんですが、 やりとりの中で、跡地、跡地と出てくるものですから、もうなくなることは決定しているの かなというふうにもちょっと捉えられると思うんですが、そこら辺についてお願いします。

〇町長(武廣勇平君)

私も跡地という言葉を使っていると思いますが、私も政治をやっておりますので、いろんな機会を失いたくないという意味で、方々に夢を語り、壊れたテープレコーダーみたいに同じことをいろいろ言うわけですよ。その中で、基本的にやっぱり閉店をするということであれば、なくなるんだろうなというふうな思いで、皆さんその後どうするとかいということで、跡地利用という言葉を使われておると思いますが、今現在、この文章については、閉店と書かれてございます。イオンの公式な意向というのを発表されているわけではありませんので、逆に室長が言われましたように、交渉の余地ありということで本町としては考え、積極的に動かしていきたいというふうに思いを持っているところでございます。

〇9番(原田 希君)

冒頭、私の思い、それから町長の思いということをお聞きして、また、今現在、さまざまな町内外の皆様のお話聞かせていただくと、やっぱり閉店の決議をされたというのは本当に悲しい話で、いろんなお話聞くと、もう本当に町内はもちろん、近隣の皆さんの生活の一部としてこれまで営業されてきたんだなというふうな思いを持つところでございます。

今現在、交渉の余地はあるということで、さまざまな交渉、商工会からもそういった要望書も出ているということで、やっていきたいということでございました。議会のほうにも、恐らく同じような要望内容だと思いますが、要望も出ております。ですから、もし何か違う施設なり企業なりとなるかどうかわかりませんけど、なるにしても、やっぱりそれだけ皆さんの生活の一部となってこれまで存在をされていた、それ同等、それ以上のやっぱりものがまたあそこに存在をしてもらいたいといいますか、いなきゃならないんじゃないかなという思いも持っておりますので、そういった意味では、やはりここはやっぱり議会、行政、それから住民の皆様一丸となって、さまざまできる限りのアクションを起こしていくべきだというふうに思っておりますので、それは恐らく議員の皆様全員がそういう思いを持たれていると思いますので、今後また何か情報等ありましたら、共有をさせていただければなとお願いをしたいというふうに思います。

そこで、町長に一言いただいて、この質問、この項目を終わらせていただきたいと思います。

〇町長 (武廣勇平君)

大変建設的な御意見をいただきまして、感謝申し上げます。今、申し上げましたように、言葉に正確性を欠くようなくらい、ぎゅっとこの1カ月間、いろんなことが起き、私も発言には気をつけなきゃいけないと思いますが、やっぱりいろんな思いを口にしながら、10個ボールがあって1個返ってくればいいというスタンスで、壊れたテープレコーダーのようにいろんなところで発信をしていくこともまた必要かと思っておりますし、今、副議長さんからそういうふうな御指摘をいただきましたので、議会も一丸となってということでございますので、正副議長さん、またあるいは委員会で言いますと、振興委員長さんに帯同いただい

て、いろんな要望、働きかけを引き続き行っていきたいと思っておりますので、その節は議 会にもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長 (寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、イオン閉店となることで、どのような影響が考えられるかについて執行部より答弁を求めます。

〇まち・ひと・しごと創生室長 (河上昌弘君)

原田議員の質問事項1、中心市街地の再開発について、要旨2、イオン閉店となることで、 どのような影響が考えられるかに関して答弁をいたします。

まず、初めに考えられることは、当該大型商業施設で雇用されている方の就業問題が上げられます。当該店舗では148名の雇用をされており、上峰町在住者は34名との情報提供がなされております。イオン九州株式会社では、雇用者の再就職等に関し、グループ企業での吸収やライバル企業へのあっせんなども含め、鋭意折衝を重ね、極力社内努力で帰結する方針である旨、伺っています。これにつきましては、イオン九州株式会社はもちろん、ハローワーク、佐賀県などとも連携し、当室が窓口となり対応しております。

また、閉店により中心市街地における空洞化が生じることが懸念されますので、当該店舗に入店しているテナントへの影響や周辺商業施設、飲食店等への人・物の流れも変化が生じる懸念があります。

なお、本町におきましても、当該商業施設からの調達や施策の実施にも御協力をいただい てきた背景もございます。そういった事象を踏まえると、本町における地域経済の牽引役を 担ってきた大型商業施設ですので、その影響の波及は今後も徐々に生じる可能性があります。 早目に情報収集を行うなど動向に注視していきたいと考えております。

以上、原田議員の質問答弁を終わります。

〇9番 (原田 希君)

今、室長のほうから雇用の問題、それから空洞化、もろもろ説明をいただきました。雇用の問題に関しましては、以前、全協のほうでもお話を聞いたところでございます。とにかく 社内努力で、最後の最後まで皆さんが再就職できるような対応をしていくというふうな対応 をとられるということでお聞きをいたしました。

それから、先ほどお話をいただきましたテナントさんだとか、周辺の施設だとか、それから人・物の流れにも大きく変化が生じるということでございます。そういったところを受けて、きのうもあったかと思いますが、今現在、町の施策というのは、いろんな計画のもとに進められています。大きなもので言うと総合計画、それからここ5年間でやる総合戦略、ほかにも例えば、きのうも少し出たと思うんですが、今つくられています公共交通の計画、も

るもろ計画ありますが、基本的に町全体のそういった計画というのは、やっぱり中心市街地、特に今回質問を出しますイオンさんは、中心市街地の核として位置づけをされて、それをもとに計画を立てられているというのがあるわけですよ。今、課長の答弁を聞いただけでも大きな変化が起こる可能性があると、変化が予想されるということであれば、そういった計画自体も変更なりの、そういった変更していくというようなことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

〇まち・ひと・しごと創生室長(河上昌弘君)

今、御指摘を受けました他の施策、計画、こういったところにも恐らくは影響が種々出て くるものというふうに思っておりますが、私どもといたしましては、今回ちょっと補正予算 のほうにも計上させていただいておりますけれども、これまで中心市街地の活性化を行うべ くいろいろ検討してきた経緯がございまして、そこの核となる大型商業施設が閉店してしま うということで、変更を余儀なくせざるを得ない状況になっております。今回の補正予算で 上げておる中で、そこを今後どうやって考えていくのか、あるいはきのうも申し上げたとお り、イオン九州さんのほうは、まだ閉店という決議しか、社内方針では閉店の決議というこ とでしかお出ししていませんので、ほかの財産関係について、どのような取り扱いをされる のかとか、そういったものに関しては、まだ一切アナウンスをしていないという状況でござ います。ですので、裏を返せば、そういったところにまだ私ども上峰町としてコミットして くる余地があるんじゃないかということでございましたので、そういったコミットする方法 とか、コミットする戦略とかを今回上げさせていただく補正予算の中で計画で煮詰めていく ということを考えております。それで、現在ある他の計画につきましてもなんですけれども、 現在、他の計画をいじるということになれば、空洞化を前提とした変更をかけていくわけな んですけれども、そこをなるべくイオンさんのお考えもあるんでしょうけれども、そこをイ オンさんがどういうふうに現状考えられているのか、あるいは今後、町としてどのようにコ ミットしていくのか、この辺が明確にならないことには、ちょっと空洞化を前提とした他の 政策のほうを現状で変えるとなると、若干拙速かなという考え方もあると思います。ですの で、そこは今後のイオンさんとの折衝ないしは話し合いの中で、進捗を見る中で、ほかの政 策に影響ある部分について、どうしていくかというのを議論していくべきかと、そういう順 番で考えてはどうかというふうに今、整理しているところでございます。

以上です。

〇9番(原田 希君)

ちなみに、この閉店の決議といいますか、閉店が発表されてから、今現在、まだ上峰町と してイオンさんとの何かしらのそういったやりとりというのはされていないんでしょうか。

〇町長(武廣勇平君)

やりとりは行っております。公式な発表はありませんが、やりとりは――これはやりとり

がないのが不自然でですね、逆に。いろんな頭の体操はしますし、足も運んでいきたいと 思ってますし、実際運んでおります。

先ほどの今後どのようにするかの考え方ですが、一石二鳥という言葉がありましてね、 やっぱり石を1個投げたら鳥が2つ得られるみたいな、そういう視点は大切じゃないかなと いうふうに思うがゆえに、計画にあるものが影響を受けるのであれば、その影響がより好転 するような、そういう視点で臨みたい。ピンチをチャンスに変えられるような、そういう状 況に持ち込みたいという考え方でございます。

〇9番(原田 希君)

先ほど室長からの今回の補正予算の内容について触れられた部分だけを聞くと、今のところ、まだそういう協議、何もない中でこっち側の想定だけで、ああしたら、こうしたらというのをもって話し合いに臨むというようなイメージをちょっと持ったものですから、今ちょっと質問させていただきました。ずっと協議をしながら、そこの内容も持ち帰りつつ、そこでしっかりとした対策を練っていくという理解でよろしいでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

役所は、やはり公式な発表をもとにしか動けませんから、職員が、室長がそのようにおっしゃるのはよくわかるところでありますが、逆に、こういうやりとりをいろんな可能性も含めてやっていくことが求められていると思いますし、そこは私の役割として、いろんな協議には応じていき、10ボールを投げて1返ってくればいいというスタンスで今後も臨んでいきたいというふうに思います。

〇9番(原田 希君)

ぜひそこはしっかりとお願いをしたいというふうに思います。その補正の部分でのいろんな対策を練る段階の話なんですけど、ここに関しては、どういったメンバーで構成されるものなのか。この問題に関しては、やっぱり我々もたくさんの住民の皆さんのお話、意見等も聞いておりますので、しっかりと情報を共有しながら、知恵を出し合いながらやっていくというのが必要ではないかなというふうに思っております。例えば、議長をそこに入れてくれとかまではいかないにしても、きちっとした情報が共有できる、そういった体制は必要かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〇まち・ひと・しごと創生室長 (河上昌弘君)

まだ予算の議決をちょっといただいていない状況なものですから、ちょっとまだそこまではっきり決めているわけではないんですけれども、議決が、いただいて配当があれば、速やかに業者の選定も含めて、いろいろな角度でそういった人選とかもやっていきたいとは思っているんですけれども、少なからず、手前どもの案としては、いろいろなお立場の方というのは、いろいろ参画していただくべきだろうというふうに考えておりますし、例えば、消費者の目線というのも当然必要になってくるかと思いますので、そういった人たちの意見とい

うのは、今から重要視していきたいなというふうにも思っております。いろいろな関係団体 さんとかにお声かけをするような局面になろうかと思いますけれども、そういった際にはま た、いろいろまた御協力方お願いすることもあるかと思いますので、ぜひよろしくお願いし たいというふうに思っております。

〇9番 (原田 希君)

ぜひよろしくお願いいたします。

いろんな計画面でのお話を今させていただきましたけど、考えられる影響として、例えば、 身近なといいますか、例えば、閉店となった場合に、雇用の問題もそうなんですけど、税収、 そういったところの面も影響が少なからずあるんじゃないかと思いますが、そのあたりいか がでしょうか。

〇税務課長(小野清人君)

原田議員から税収の件についての御質問だったと思います。

税金の面で申し上げますと、イオン自体の固定資産税、それからイオン本体の法人税、それに店舗に入っておりますテナントの法人税。今現在、イオンのホームページから検索をいたしましたら、14店舗ほどあるというふうなことで考えております。

また、先ほど河上創生室長のほうから雇用者の転職なりのあっせんもされていると言われておりますが、最悪なことを考えれば、転職が認められないということになれば、その個人の住民税も減るということになります。

以上です。

〇9番(原田 希君)

考えただけでも結構な金額になるんじゃないかなというふうに思いますが、今、室長、それから小野課長から言われましたとおり、本当に多くのさまざまな影響があるなと。また、ここで出てきていない部分についても、たくさんの影響があるというふうに思います。ですから、この影響に関してもそうなんですけど、今後に関しても、やっぱりしっかりと議会と情報を共有しながら考えていかないと、本当にそれだけ大きな問題なんだなというのを改めて今やりとりをさせていただいて思ったところでございます。ここを踏まえて、きのうからの流れでは、なかなかこうするということは言えないと思いますが、次の項の今後の対策というところに進んでいただけたらと思います。お願いします。

〇議長(寺﨑太彦君)

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。したがって、2時45分まで休憩いたします。休憩。

午後2時33分 休憩午後2時45分 再開

〇議長(寺崎太彦君)

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨3、町として今後の対応はについて執行部より答弁を求めます。

〇まち・ひと・しごと創生室長 (河上昌弘君)

原田議員の質問事項1、中心市街地の再開発について、要旨3、町として今後の対応はに 関して答弁をいたします。

これまで本町は大型商業施設を中心とした中心市街地の活性化を行うべく検討してまいりましたが、核となる大型商業施設が2月末日をもって閉店することとなりましたので、検討内容にも変更を加えることを余儀なくされている状況かと考えております。

また、当該施設閉店後、町としてどのようにコミットしていくかについては、昨日、当該 商業施設の財産について、取得を検討する旨の言及がございました。相手方を含め、さまざ まな意見を頂戴し、建設的な議論を経た上で検討すべき内容かと考えております。

現在、当該店舗の運営会社におきましては、閉店後、どのように利活用されるかについては、まだ会社としての方針を定めていない状況かと認識しており、現段階ではフラットな状態かと考えております。

そこで、町と民間、これは土地と建物を所有しているイオン九州も含んでの話なんですが、 それが連携しながら再度基本計画を定め、方向性を模索していく必要があるだろうと考えて おります。これからは行政だけではなく、民間の自由な発想や資金力も取り入れ、なおかつ 行政支出も少なく抑えられる手法も模索する可能性など、いわば、より一層官と民の連携が 必要となってくると思うと考えており、そこでの基本的な考え方をまとめていくことが肝要 ですので、今回、その計画策定に関しての予算を計上している次第でございます。

以上、原田議員の質問答弁を終わります。

〇9番(原田 希君)

今後の流れといいますか、計画についてのお話でございました。

まず、きのうですね、町長のほうから取得をしていきたいという意向を示されました。ここに関しては、まだ、施設、土地が所有がまだ企業さんということで、ずっときょうの流れからいくと、余り軽率な、どうなるかわからない、いろんなことが考えられるのでという中で、土地を取得していければという発言がありましたが、土地を取得したいと言われるということは、何らかのある程度、町としての思いなり構想なりというのがあるんじゃないかなというふうに思い、それを伺いたいというふうに思ったんですが、今、室長の答弁では、そこはこれからつくられていくというような説明だったかというふうに思います。ただ、取得

していきたいというお話がありましたので、何にも考えなしにただそれだけということでも ないと思いますので、取得していきたいという発言をなされた考えなり背景なりというのを 伺えればと思います。

〇町長 (武廣勇平君)

取得したいという言葉を発しました背景には、やはり町民の皆さん方からの個々の御意見はもちろんですが、ひとつ先ほど御紹介いたしました商工会からの今後のまちづくりの観点からも、ちょっと一回読み上げますが、また広域的な商業拠点としての維持充実、そして商業施設を核とした商業観光交流機能ゾーンの環境整備を強く求められてございます。この交流観光というのは、非常にこれまでの中心地には非常に欠けていた視点でもございますので、求められる期待は非常に高いなというふうに思ったところでございまして、こうしたことに言われたから行うというのではなく、先ほどもちょっとお伝えしましたけれども、どういうエリアであれば地域の活性というものが生み出せるのかという学術的な視点を持ち込んで、今後、先ほど室長言いましたように、計画作成時に盛り込んでいきたいし、いい機会として皆様方にもその共有する場をつくっていきたいというふうに思っています。

〇9番(原田 希君)

共有する場をということでしたので、ぜひ共有しながら進めていくべき案件かというふう に思いますし、とにかく今後を考えれば、早急な計画の策定は早急にやるべきかなというふ うにも思いました。

加えて、冒頭にもお話させていただきました今後の活用といいますか、跡地の利用といいますか、今あるものよりも同等、それ以上の機能を備えた何らかの、商工会の要望書にもありますが、何らかのといいますか、これまで以上の機能を含んだところで考えていかなければいけないのかなという部分もちょっと思ったところでございます。

ちょっと質問なんですが、取得をしていきたいというふうに言われまして、まず思ったのが、幾らぐらいするものなのかなと。ただ、これは今後、相手方があることなので、そこは協議をなされて、取得できるかどうかもちょっと今の段階でははっきりと言えないのかなとは思いますけど、一般的な価格として、上峰町の中心市街地のあのエリアで、きのうたしか2万2,000平米かなんか言われましたかね。その広さの土地を買う場合、一般的にどれくらいの費用が発生するものなのかというちょっと疑問を持っていますので、もし御回答できればお願いしたいと思います。

〇まち・ひと・しごと創生室長 (河上昌弘君)

幾らぐらいかという御質疑なんですけれども、正直なところ、まだ鑑定に出したわけでも ございませんので、幾らかつかみかねているのが現状でございます。また、御承知のとおり、 上に建物もあるわけですよね。ですので、この辺の利活用がどうなるかというのも、いまだ かつてちょっとはっきりわからないところでございますので。ただ、一般的な相場の感覚と して、どれぐらいなんでしょう、ちょっと数億ぐらいにはなるのかなというような認識はあるところではございますけれども、ここはまだはっきりと発注といいますか、評価と鑑定とかは出しておりませんので、何とも言えないところでございます。

また、その建物を仮に何らかの形で取得するとするのか、それとも仮にうまく協議が調って、例えば、更地で取得できるような状況にあるとか、そういった状況によっても、また状況が変わってくるかと思うんですね。ですので、多種多様のちょっと今はパターンが考えられておりますので、ちょっと即答できない状況ではございますので、そこはちょっと推しはかっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇9番(原田 希君)

即答できないということでございました。ひとつお願いといいますか、当然それは用地の取得なりなんなりのときには、もう皆さん思われると思いますが、なるだけお金がかからない方法をとっていただきたい。例えば、取得できるかどうかわからない、今、状況ですけど、建物ごと取得するとなった場合、そこで何らかの町が事業したりなんかとなった場合は、今、もう公共施設なんか全て長寿命化と言われていますので、壊して新しいものを建てるよりも、ちょっとリフォームして強化をさせて、お金のかからない形で使っていくとか、例えば、更地としてのやりとりならば、じゃ、崩すお金は出してくださいね、土地は買いますからみたいな、そういうなるだけ、できるだけお金を使わないような、きのうから財政の話等も皆さんされていますので、なるだけ費用はかかると思うんですけど、その中でも抑えて抑えてやっていただければなというふうにお願いをして、さらにまた、いろんな問題、それから今後の展開に関しては、先ほども町長から答弁ありましたけど、しっかりと共有をしながら、協議をしながら進めていければと思っておりますので、最後、町長から一言いただいて、この質問を終わらせていただきます。

〇町長 (武廣勇平君)

思いということでございますので、なるべく取得に費用がかからない方向を目指して、議員おっしゃいましたように、町負担をかけず努力していきたいと思ってございます。

〇議長(寺﨑太彦君)

次、よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問事項2、教育行政について、質問要旨1、教育長の教育行政に対する所信を伺うについて執行部より答弁を求めます。

〇教育長 (野口敏雄君)

原田希議員の質問事項2、教育行政について、質問要旨1、教育長の教育行政に対する所信を伺うについて答弁いたします。

私は、佐賀県教員として38年間、主に中学校教育に携わってまいりました。うち14年間は

教育事務所や佐賀県教育庁学校教育課に勤務しまして、学校現場への教育指導や教職員の服務人事管理の仕事を行いました。昨日の大川議員から御紹介もいただいたところでございますが、平成28、29年度には、上峰町立上峰中学校、校長として教職最後の務めを果たしますとともに、佐賀県小、中学校校長会会長として県下全域の学校教育の課題解決に向け、微力ながら力を尽くさせていただいたところでございます。

就任しまして2カ月余り、上峰町独自のシステムなどへの不慣れさは否めませんが、私の 教育に対する思いや経験を再認識、整理し、また新たに精進しまして、学校教育、生涯学習、 スポーツ、文化行政など、本町の教育をさらに進化、発展させたいとの強い意識と覚悟を 持って重責を果たす所存でございます。

本町では、上峰まちづくりプランに基づき、将来ビジョンの実現に向けて行政が進められています。教育の分野でも、この大きな流れに沿い、平成30年度教育方針に基づきながら、 人が輝き文化が薫る教育文化の町実現を果たしたいと意を強く持っております。

特に学校教育におきましては、学力向上を初め、不登校や問題行動、いじめ問題への対応、特別支援教育の充実、そして新学習指導要領の全面実施に向けた準備、さらには県内教職員の大量退職期にあっての教育力の維持向上など課題が山積しています。教職員の働き方改革がクローズアップされている状況もあり、教育委員会としましては、学校を支える立場から、教職員の資質、指導力の向上、教育環境整備等に努めまして、知・徳・体のバランスのとれた上峰の子どもたちを育んでまいりたいと考えております。

また、就学前教育につきましては、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な教育課程と認識しておりまして、発達や学びの連続性を確保し、小学校へと円滑につなぐため、町長部局との連携を強化していく考えであります。

生涯学習、スポーツにつきましては、夢と感動、活力を生む生涯学習の振興に向け、まず 生涯学習関連施設の適正管理、利用促進に努めます。そしてこれまで以上に町民の皆様のそ れぞれのステージやニーズに応じて生涯学習関連の講座や行事、スポーツ企画等の内容充実 を図りたいと思います。

青少年健全育成事業につきましても、関係団体の皆様と連携を強めながら、青少年を取り 巻く社会情勢等に、これまで以上に沿う内容として取り組んでまいります。

伝統文化の継承と文化財保護につきましては、本町の貴重な文化的、歴史的資産を後世に引き継ぐため、適正な調査、管理、保存を執行しまして、感動、親しみ、喜びを味わうことにつながる施策事業の展開に努めます。そして、郷土を誇りに思い、大切にする子どもたちを育成する観点から、伝統文化の継承を地域や関係団体の皆様の御協力を得ながら進めてまいります。

いずれにしましても、町民の皆様や関係団体の皆様とのきょうどうの視点を重視し、より 充実した事業や環境づくりを目指してまいります。 結びに、教育に携わる者が座右の銘ともする「教育は人なり」という言葉があります。日本IBMの終身名誉顧問、北城恪太郎氏は言います。「利潤追求が目的の企業においても、究極には人なりなんです。」と、この考え方に立てば、行政も人なりと私は考えます。常に教育委員会及び教育関係者とのコンセンサスを機軸とし、その上で町長との意思疎通、歩調を合わせ、本町教育の進化発展に誠心誠意、使命と責任を自覚し、前向きな覚悟を持って力を尽くしてまいる所存でございます。

議員皆様におかれましては、今後とも相変わりませぬ教育行政への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

〇9番(原田 希君)

教育長の所信ということで、上峰町教育行政にかける思いというのを語っていただきました。これに対して私がいろいろと言うところはないと思いますが、今後、冒頭もこれまでずっと教育委員会には議会で話をさせていただきました。しっかりとした思いを持って、いろんな事業に取り組んでもらいたいというのを今までずっと言ってきましたので、先ほど申されました教育行政に対する思いというのをしっかりと中心に据えられて、さまざまな事業に取り組んでいただきたいというふうに再度お願いをしたいと思います。

加えて、町長部局とも連携をというお話もありました。なかなか財政事情もあって、何でもかんでもというわけにはいかないかと思いますが、しっかりとそこは町長、教育長で連携をしていただいて、上峰町の子どもたちを育んでいただく、そういった教育行政を進めていただければとお願いをしまして、この項を終わらせていただきます。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、小、中学校長寿命化計画の進捗はについて執行部より答弁を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

原田議員の質問事項2、教育行政についての要旨2、小、中学校長寿命化計画の進捗はという御質問についてお答えをいたします。

さきの12月議会の折、県よりソフトをいただいておりますということで、29年度末ですね、30年3月をめどにつくってまいりますということで答弁をさせていただいております。現在、学校施設長寿命化計画については、そのソフトに入力をしておりますが、再度の詳細について調整を行っているところでございます。

平成29年度において、まず、小、中学校の外壁、窓サッシ、屋上及び屋根の状態について、 状況の調査を行いました。そこで、県より提供いただきました専用のソフトに、建物の面積、 構造、耐震圧縮強度、調査いたしました小、中学校の外壁、窓サッシ、屋上及び屋根の状況 などを入力することにより、今後40年間の維持コストが導き出されてまいります。現在、こ の計画において、長寿命化の効果、課題と今後の方針について、内部協議を進めているとこ ろでございます。

以上です。

〇9番 (原田 希君)

まだその内部協議、最初の詰めを行われているということで理解をしました。

これまで先ほども外壁とかサッシとかというお話ありましたけど、もう何年も前からそういった話が私以外の議員さんからも出ております。これが数年前までは大規模改修で大規模改修でって、やりますと、もうそこの多分計画からいうと、今はもうそういう時期に入っていますよね。多分、29、30ぐらいから入っていく予定でした。そこの中身がよくわからないまま大規模改修で何をやるのか、いつからやるのかというのが、いろんな議員さんからの質問の中で、それぞれの議員さん、それぞれに回答がいろいろと変わってきて、最終的に年度も変わってきて、ああ、やっぱり白紙ですというような形で、ちょっとひどかったですよね。そういうことが今後ないようにですね、以前から何度か申し上げていますけど、きちっと計画を立てて、今回、長寿命化計画が29年12月の質問のときに、今年度中にできますということで、今現在、議員に示すまではできてないということなんですけど、そこをいろいろ言っているわけではなく、やっぱりこれまでの経緯を踏まえ、きちっとした計画をもとに、内部でしっかりと協議をして、優先順位をつけていただく。その中でそれに沿って実施していただく中で、我々はいろんな皆さんからの意見を聞いて、ここをどうなっているの、危ないから早くやってくださいよと言うわけですよ。

その中で、いや、でもこういうことで優先順位、こういうふうにつけてて、それはここに 当てはめ、もっと、もっと危ないところがあるんですよとか、そういったきちっとした優先 順位、できない理由、それは今はできないけど、いつできるというようなちゃんとした説明 をやっていただければ納得ができると。ただ、それが教育委員会の答弁は、ころころころこ ろ変わって、最終的に何でこれなのみたいな話も今まで多かったわけですよ。だから、き ちっとした計画をつくって、そしてさらに、教育委員さん8人いらっしゃいますから、いろ んな方の御意見を踏まえて、教育委員会でその計画をもとに、きちっとした理由をつけて示 していただきたいというのが、以前も言いましたけど、お願いでございますので、これまで 本当に厳しい言葉で誠実さに欠ける対応だということも言わせていただきました。振り返れ ば、本当にそういう対応をされてきたというのは何でかなと思う部分もあるんですが、その ことを引きずってわあわあ言ってもしようがありませんので、今後しっかり――教育長もか わられました。しっかりこれまでの議員皆さんのいろんな意見を踏まえて、きちっとした対 応をやっていただきたいというのが、ちょっと今回、長寿命化というふうなタイトルで出し ていますけど、施設に関して、特にそういうこれまでの余りにもというようなやりとりがあ りましたので、今後きちっとやっていただきたいというふうに思っておりますので、その辺 の答弁をいただければと思います。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

ありがとうございます。過去につきまして、まず、施設の維持管理というときに勉強しましたときに、建築から20年ごとに大規模な改修という流れで40年、そして耐用年数でいうと60年もたせる。そのためには20年ごとに大規模改修という言葉で計画をするというのが当面の計画でございました。その中で、40年を迎えたときに、大規模改修にするのか建てかえるのか長寿命化にするのか、そういう議論の中で大規模改修が少し頓挫したというふうに理解をしております。

今回、県からもソフトをいただきました。この長寿命化計画をつくるに当たりましても、外部に委託する場合は、10,000千円とも20,000千円ともかかる調査費用がかかるというふうにお聞きしておりましたときに、県のほうからこの無償ソフトをいただいて、詳細に計画を立てることができました。これをもって、いましばらく精査しておりますが、今後の各年度における計画、それから建物も小学校、中学校それぞれにまた築の年度によって少しずつ変わってまいります。ここを一遍に改修するのではなく、少しずつずらしながら、維持管理費を平準化するという計画もあわせてつくり込みながら、今後の維持管理に向けた計画をつくってまいりたいというふうに思ってます。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

〇9番(原田 希君)

ぜひそういったところでしっかりと計画をつくっていただきたいと思いますし、また、こ れに関しては、長寿命化計画できたら示していただけると、議会にもというお話もされてい ますし、長寿命化と大規模改修の違い、この点に関しても、説明とまではいかなくても、資 料を議員の皆様にというようなお話もあっております。恐らく急いでということではないで すが、今後のやっぱり学校施設に関しては、毎回のごとく、誰か、どの議員さんか質問をさ れているんじゃないかなと思います。これ、恐らく計画が全然出ないと、あれはこれはとい うことで、どんどんどんどんいろんな議員さんから、あそこは早く修理をせんといかんみた いな話が出てくるのは当然かなというふうに思いますので、恐らく修理が必要な箇所とか、 改修が必要な箇所は把握されていると思いますので、そこはでき次第示していただきながら、 またその計画に沿って進める中で、いろんな変更等も生じてくると思います。行政の事業に 関しては、今、数年前からでしょうか、PDCAを回すというようなことも言われています ので、計画を策定して、それに沿って進める中で、ちょっとこれは合わないなとか、こっち に方向転換したほうがいいかなというような場合は、それは当然、計画の変更等もどんどん やっていただきながら、皆さんが安心して勉強できる、学校に関してはですね、そういった 施設を維持していただきたいなというふうに思っておりますので、そこら辺の計画ができま したら、お示しをぜひお願いしたいと思います。お願いします。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

ありがとうございました。長寿命化の計画をもとに、長寿命化するのか、また建てかえるのか、いろいろまた議論はおありだと思います。長寿命化した場合には、どのくらいの経費がかかるのか、コストダウンできるのか、そういうことを重ねて、計画が完成したら、議員の皆様にもお示しをして御案内させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

〇9番 (原田 希君)

ぜひお願いしたいと思います。ちなみに、今、最終の詰めなのかなというお話をさせてい ただきましたけど、次の議会ぐらいまでにはどんなでしょうか。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

次の議会を目標に、しっかり準備していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

〇9番(原田 希君)

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと時間余りましたけど、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(寺崎太彦君)

これで9番原田希議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

通告順のとおり、6番井上正宣議員からお願いいたします。

〇6番(井上正宣君)

議長の許可をいただきまして、質問をしたいと思います。

皆さんお疲れでいらっしゃると思いますが、私も疲れております。

第1番目の社協への補助について、これは老人福祉センター補助金の中からおたっしゃ館の運営費を出しておるのか、老人福祉センターの補助金の中からおたっしゃ館の補助金を出しておるのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

それから、2番目のタウンプロモーションについては、南青山の高級和食店(猩々)の実態はということで、寄附をいただいたその中の幾らが食事代に含まれるのか、その点も教えていただきたいと思います。

今後の活動計画については、写真か何かあれば、そういう写真を添えて資料を出していた だきたい。

質問事項の3、低所得家庭の子供に対して支給されていた補助金。これは要保護、準要保護の子供たち、それから町外に通学している子供に対しての補助金、ここもお聞きしたいと思います。

それから耕地整理ため池、これはもう前から危険区域で、もし上峰に100ミリの雨が降っ

たら耕地整理ため池の堤防は間違いなく決壊する。また、切通川、井柳川についても同じく 決壊する。それに対して、上峰町の南部に火山帯がありますから、これについても震度7の 地震が来たらどういうふうになるかということで、少しでも早く耕地整理ため池については 工事を進めてもらいたいと思います。

質問事項の5、イオンの閉店について。町民に与える影響は大きいと思うが。

これについては、先ほど課長が申し上げておりました土地、建物については価格が幾らぐらいか、これについていろいろと議論してみたいと思います。

以上5点、よろしくお願いいたします。

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、質問事項1、社協への補助について、質問要旨、運営補助内容の状況はについて、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

お尋ねでございます老人福祉センターおたっしゃ館に事業所を置いております社会福祉協議会に対する補助、運営補助内容の状況はということで、ちょっと総括の質疑の中でちょっと私も混同しましたが、町からの社協へ流しているお金について御説明をすれば理解がいかれるのではないかと思いまして、御説明をまず申し上げさせていただきたいと思います。

町からは、社会福祉協議会の運営としましては59,354千円ということで、まず補助金として流しております。

また、借換債繰入交付金という形で10,000千円、これは、低金利の時代なので金利の安いときに借りかえをし、総額を抑制し、償還期間を延ばすことで平準化もすることで、単年度ぐっと負担をなくすために、生まれて生じた額について交付をしながら、これからの長寿命化等に備えていただくべく流しているお金でございます。

そしてまた、この2本以外に、老人福祉センターおたっしゃ館を建設したときの償還金というものも毎年返済をさせていただいております。これが総額11,804,018円でございます。

同じく通所授産施設ふれあい館、建設費の償還金として7,071,358円ということでございます。

以上でございます。

〇6番(井上正宣君)

そうすると、おたっしゃ館には、社会福祉協議会の運営費補助金からおたっしゃ館の運営 費、活動費が全部出ているわけですか。

〇町長(武廣勇平君)

今言われましたおたっしゃ館だけの運営費でいきますと、先ほど社会福祉協議会全体の運 営額総額を申し上げましたが、そのうちの一部でございます。

〇6番(井上正宣君)

その運営費補助金の一部ですが、おたっしゃ館であるわけですから、おたっしゃ館の費用 は幾らぐらいになるんですか。

〇町長 (武廣勇平君)

約19,257千円でございます。

〇6番(井上正宣君)

そうすると、この金額で毎年赤字を出さずに運営できていますかね。

〇町長 (武廣勇平君)

ここは社会福祉協議会の場じゃありませんのでね、そのやりとりについて詳細に補助金を流している額についてしか言及できませんが、老人福祉センター運営事業19,257千円は、あくまでもおたっしゃ館という、あの館の維持管理運営であるというふうに思いますし、赤字という概念がどういう考え方で考えればよいのかわかりませんけども、その他にも、あそこで食堂事業を展開しております。この食堂事業は別会計になっておりますし、福祉バス、共同募金、住民援護、法人運営事業等々ございます。14事業と通称言っておりますが、14事業を展開しておりまして、その施設の運営補助をもって赤字か黒字かというのはフォーカスするところが食堂事業であればどうかというようなところで考えていく必要がありますが、現在、おたっしゃ館の運営に19,257千円をかけ、おたっしゃ館の借金返しに12,000千円程度お支払いをしているという状況でお考えいただければよいかと思います。

〇6番(井上正宣君)

今、おたっしゃ館は日曜日を閉館しているわけですが、その理由はどうしてですかね。町 民の方は、日曜日あけてくれんと困るという声が多いですが。

〇町長 (武廣勇平君)

詳細は健康福祉課長から答弁しますが、これまで閉館に至る経緯を振り返ってみますと、 日曜日に来客数がぐっと減少するという状況が調査の結果出てきまして、維持管理運営費、 より赤字を生みやすい、日曜日の開館がより赤字を生みやすいということによる結論かと聞 き及んでございます。

詳細は健康福祉課長から答弁いたします。

〇6番(井上正宣君)

以前はですね、非常にお客さんが多かった。土曜、日曜ですね。いろんな企画をして企業 努力をやらんで、人が減った、はい、休みにしましょう、これはちょっとおかしいんじゃな いかと思うですが、いかがでしょう。自分がカラオケをやっていたころは、もう100人ぐら い集まっていましたもんね。だんだん減っていますよ。

〇町長 (武廣勇平君)

おたっしゃ館の運営とか経営に関することをここで協議する場ではないと思いますが、立 地に問題があるのではないかと私自身は思っています。あの立地であれば、交流拠点として の役割は果たせない。なぜなら交通量が足りないと思うんですね。交通量のないところで起きる事業というのもありますし、そういう正確のものが何なのかということを考えずにやはり立地した経緯があるのではないかと思っていますが、社会福祉協議会として館がある以上は、この拠点を使いながら、住民に求められる、ニッチな分野ではあるけれども、稼げる分野ではないけれども、社協として必要な事業を展開する必要があるということで現在運営がされているものと理解をしております。

〇6番(井上正宣君)

非常にややこしい社会福祉協議会とおたっしゃ館。おたっしゃ館で名前がついているならば、おたっしゃ館の費用云々は出てきますよね、おたっしゃ館ですから。費用は出てくるわけでしょう。そして、もうかっているかもうかっていないか、これも出てくるでしょう。もうかっていなかったら赤字、もうかっていたら黒字。そして、日曜日をあけない。企業努力が足りない。それではやっぱり赤字になるのは当たり前ですね。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

先ほどの日曜の閉館の件について補足の説明をさせていただきたいと思います。

日曜日の閉館になりました実施時期については、平成28年の5月1日からだったと思います。そこに至りますまでの経緯としましては、利用期間の実績の調査をされましたところ、日曜日が一番少ない利用状況だったということがございました。また、月曜日の休館日を以前されてあったことについて、おたっしゃ館を運営する上でメンテナンスができなかったですとか、光熱水道費のコストについてもカットを実現するということで、所要のいろいろな要因を鑑みての平成28年の5月1日からの日曜日の閉館となったということで報告を受けております。

以上でございます。

〇6番(井上正宣君)

土曜、日曜日が閉館になったいきさつは、人数が少ないからということですが、これは企業努力が足りないと思うんですよ。日曜日は中央公園で行事があっていますよ。そういうお客さんをおたっしゃ館に入れ込む。そして、町外の人たちをどんどん引きつける、こういう努力がもう全然なっていなかったわけですよ。本当言えば、カラオケをしているときには、常時100人ぐらいは集まってくれていました。それは、職員の人が電話をして、連れてきてくれということで、それだけの人数が寄っていたわけです。ですから、企業努力が足りなくて、じっとしとってお客さんが来るわけないですね。何にもしないで、ただ事務室に座っておけばお客さんはだんだん減ってくると思うんです。いろんな企画をやって、お客さんに来てもらったら繁盛すると思うんですよ、土日が一番忙しいと思うんです。

八女のべんがる村、そんなところ見てみらんですか、土曜、日曜多いですよ。そういう やっぱり企業努力をやってほしいと思うんです。

〇議長(寺崎太彦君)

済みません、6番井上議員にお尋ねしますけれども、これは社協の運営自体の質問でしょうか。

〇6番(井上正宣君)

運営費の中からおたっしゃ館の予算が出ているわけでしょう。おたっしゃ館の費用どこか ら出ていますか。

〇町長 (武廣勇平君)

前、一度、議会とのやりとりで外郭の補助団体の答弁範囲というものを整理したことと思います。補助と補助の内容についての中身についての答弁と、経営、または今後の展開、運営方針等はまた別ものだと思いますので、その点を整理して議会の運営に当たっていただければと思います。(「次に行ってください」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺崎太彦君)

はい。

次へ参ります。

質問事項2、タウンプロモーションの今後は、質問要旨1、東京・南青山の高級和食店 (猩々)の実態はについて、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

井上議員の御質問でございますタウンプロモーションの今後はということで、PR事業費に含まれておりますこのアンテナショップの実態について資料を求められております。お手元に議員の方々皆、2017年11月から2018年5月までの寄附金額と件数の一覧表をお配りしているところでございます。

詳細は先ほど申しましたので割愛しますが、開始3カ月で黒字化を果たしたということで 御理解いただければと思います。

実態ということでございますが、事前に御質問にはちょっとふれて、還元率の話があった と思いますので。例えば、例として12千円の寄附金に対し、寄附単価58%で現在還元率を設 定しているような状況にあるというふうに聞いてございます。この点は、寄附単価を除いた ものが町の寄附金額になるということでございます。

〇6番(井上正宣君)

そうすると、寄附額が12千円の寄附に対して、その58%が食事代ですかね。12千円の寄附に対して、その58%が食事代。

〇町長(武廣勇平君)

大変失礼をいたしました。現在、室長に確認しましたら54%だそうでございます。今申しました58%というのは間違いでございまして、54%ということでございます。12千円に対しましては6,480円、これが食事代ということになるわけでございます。

〇6番(井上正宣君)

そうすると、この率で全部いくわけですか。 寄附額は64千円の方も54%。 同じ率でいきますか。

〇町長 (武廣勇平君)

現在そのような率で設定をしているところでございます。

〇6番(井上正宣君)

その和食店の猩々の中に、アンテナショップですから、上峰の特産品は先ほど町長言われ た品目くらいで、あとは町外の品目だと。上峰産の食材はどれぐらいありますかね。

〇町長 (武廣勇平君)

先ほど申し述べたお米、お酒、また、ゴールデンライム胡椒に加えて、そこには並べられないものもありますので、パネルとして、扱っているということで表示されておられますのがお肉ですね、上峰産のお肉。ライム胡椒を町内のものとか考えなければ100%まではいきませんが、ライム胡椒を除く全ての商品は上峰のものでございます。

お酒をどのように考えて、これもお酒も上峰町のものでないというふうに言われると、そう言えないかもしれませんが、町のものしか扱っていないという認識です。ライム胡椒につきましても、ライムの生産を町内で始めるという動きもございますし、今現在、植えておられますので、そういう意味ではその製品と、今現在作付をしているということでは、製品自体に含まれているかというとそれは違いますけど、今現在はですね。そのような趣旨で町が生み出したものという形にこだわって、この猩々さんに掲示させていただいてきたというふうに思っております。

〇6番(井上正宣君)

特に、ことしですね。お酒の鎮西八郎、それから吉田マンゴー、こういうのはアンテナショップはありますかね。

〇町長 (武廣勇平君)

お酒については扱っております。

マンゴーについては、傷みやすいものですし、ずっと掲げていくことはできないかもしれませんが、求められれば掲示をしながら納税を促すこと等はできるかと思います。

〇6番(井上正宣君)

町長は猩々、料理店ですね、行かれたことはありますかね。行かれたことはありますかね。 その猩々の高級料理店に行かれたことはありますか。

〇町長(武廣勇平君)

ございます。昨年も行かせていただきました。

〇6番(井上正宣君)

それは昼間行かれたんですか、夜行かれたんですか。

〇町長 (武廣勇平君)

夕方というんですかね、夕刻に、18時ぐらいからお伺いさせていただいたと思います。

〇6番(井上正宣君)

18時といえば、もう暗いですね。明るいですか。(「今は明るか……」と呼ぶ者あり)場所を見てみると、ちょうど周辺は全部南青山墓地なんですね、墓ばかりですよ。そして、ぽつんと1軒、猩々があるわけですね。そうでしょう。ほかに何もないでしょう。1軒だけぽつっとある。あと全部墓地ですよ。間違いないですかね。

〇町長(武廣勇平君)

それは裏口から入った場合の話をされていて、外苑前が入り口でございますが。青山霊園 に近いということで、もののけ姫に出てくる猩々という名前をつけられたのではないかと勝 手に推察いたしております。

〇6番(井上正宣君)

裏から入ったところですね、墓地はね。よくまあ墓地の中に店が1軒あるところばアンテナショップによくされたなと思って、感心しておりました。裏口ですね。ちゃんと看板はあります、高級料理店猩々。あれは裏口ですか。表は別にあるわけですか。二、三軒隣の近所の人たちは知らないというぐらいのところですから、町長はどういうふうに感じられたか。

〇町長 (武廣勇平君)

実際に足を運んでみていただければわかると思います、立地状況がどういう状況かですね。 外苑前からすごく近く、また、猩々という名前の由来も先ほど推察ですがお伝えしたところ でございます。隠れ家的な和食店と、高級和食店という位置づけで運営をされているもので ございまして、直営で町がこの店を運営しているわけではありませんし、立地に関し、また、 どういう戦略でこの運営をしていくかということに答弁をする必要はないと思いますけども、 博報堂さんの判断でこの店でアンテナショップを31日まで運営をさせていただいているとい うことでございます。(「次に行ってください」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺崎太彦君)

次へ進みます。

質問要旨2、今後の活動計画はについて、執行部より答弁を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

タウンプロモーション事業の今後の活動計画につきましては、PR事業費の発注というものについてスケジュール感を先ほどの議員さんのやりとりをさせていただいたところでございます。重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

概要といたしましては、大きくその事業の中身を4つに分けております。

1つが、ウエブ上の掲出、ウエブ上のメディアを使っての発信をやるということ。もう一つが、テレビのスポットで、簡単に言うとコマーシャルを打つということ。また、公共交通

でポスター掲出を行うということ等でございます。それともう一つ、アンテナショップですね。この4つを柱に、29年度は行ってまいりました。

ことしにつきましてはどのようにしていくかということでございますが、あくまでも昨年の博報堂の提案でございますので、今年度はさらに、ふるさと納税を初めとする観光移住につなげるための次のステージの提案というものを業務の趣旨に盛り込み、また、業務内容につきましては、コンサルティングとPR広告の掲出と効果の分析等、広告等の最適化を行っていただく旨を大きく示しておりまして、要はプロポーザル提案を受ける中身によって、こちらが審査し評価していくということになると思ってございます。

〇6番(井上正宣君)

私が言いたいのは、結局グラフィック、動画、テレビスポット、こういうのを写真か何か 撮っておいてほしいんですよ。こういうことをやっているんだと。交通広告媒体でも、列車 の中とか羽田空港とか掲示しているなら、それを写真撮ってほしいんですよ。そういうのを 見てみないと、ただこれだけでは何をやっているか全然わからないです。町民に説明のしよ うがないですから、こういうことをやっていますよという記録写真を撮っておいてほしいん です。

〇町長 (武廣勇平君)

写真についてはしっかり撮ってございます。実際の掲出したポスター等も保管をしておりますし、庁内に張り出そうとも思いましたが、出演者がちょっと恥ずかしいということで控えてございますけれども、そうしたポスターについての写真はございます。また、ホームページ、あるいはSNS等での発信をあわせて行っておりますし、恐らく動画についてはまだ今現在アップをしている状況じゃないかなと思います。漆原議員さんも拝見されたように、ウエブ上では確認できるものと思います。

広報紙に掲載するのが最も近道かもしれませんが、先ほど申しましたように、出演者の方から恥ずかしいという趣旨だと思いますけれども、ちょっと控えたいというお話があったと聞いてございます。

〇6番(井上正宣君)

広報紙では、ちょっと画面が小さくてわかりづらいと思うんですよ。A4ぐらいでどこかに張り出したほうがわかりやすいと思うんです。あんまり小さいと、何が写っているのかわからんじゃちょっと困りますから、大きく引き伸ばして、こういうことをやっていますと、やっぱり張り出してもらったほうが町民にはわかりやすいと思うんです。よろしくお願いします。

〇町長 (武廣勇平君)

今現在、創生室のカウンターのところに張り出しているようでございます。実際、現物は壁で言ったらあの4つぐらいが1つになったような状況で、かなり大きなポスターなので、

ちょっと張り出せる場所はございませんが、出演者の御理解がいただければ、議会のほうに も持っていくことができますかね、在庫があるようでございますので、持っていきたいと思 います。 (「次へ行ってください」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺崎太彦君)

質問事項3、学校給食費について、質問要旨1、低所得家庭の子供に対して支給されていた補助金はについて、執行部から答弁を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

井上議員の質問事項3、学校給食費についての要旨1、低所得家庭の子供に対して支給されていた補助金はという御質問についてお答えをいたします。

上峰町要保護・準要保護児童生徒就学援助について御質問をいただきました。こちらは、例年どおり国、県から3分の2の補助をいただき、対象者へ援助をいたしております。資料を要求いただいておりましたので、配付しています資料をお手元に御用意をお願いをいたします。

表題は、平成29年度準要保護児童生徒就学援助実績としております。単位は人、円でございます。

左から、上峰小学校の全児童数が606人、そのうちに準要保護認定児童数が48人。この児童・生徒への学校給食費の支給額が2,184,850円でございました。また、上峰中学校におきましては、全生徒数が268人、そのうち準要保護の認定生徒数が27人、この生徒数へ支給しました学校給食費は1,389,150円でございました。合計874人の児童・生徒数に対して、準要保護認定児童・生徒数は75人。この児童・生徒数に対して、準要保護で学校給食費を支給した支給額は3,574千円でございます。

なお、全児童・生徒数は、平成30年3月1日現在の人数でございます。さらに、学校給食費支給額につきましては、認定児童・生徒に係る平成29年度分の学校給食費支給額でございます。

以上です。

〇6番(井上正宣君)

ここに資料をもらっておりますけれども、準要保護だけですね。要保護は載っていないんですけども。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

要保護につきましての給食費の補助は、別途国のほうから出ておりますので、今回、上峰 町のほうで支給しておりますこの給食費は、準要保護の児童・生徒の分のみというふうにな ります。

以上です。

〇6番(井上正宣君)

国のほうから出ているということは、学校給食費の中の何もないわけですか。国から給食 費が出ているならば、もう町の給食費の無料には関係ないということですか。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

議員の御案内のとおりでございます。国から既に要保護の児童・生徒につきましては給食 費の補助が出ておりますので、それに加えて上峰町から給食費を補助することはしておりま せん。

以上です。

〇6番(井上正宣君)

ということは、学校給食の無料化は全部ですね、全部無料にしているわけですから。そして、要保護は国から補助をもらっている。準要保護は町から支給している。要保護の人は、 ちょっとおかしいんじゃないですか。国から補助金をもらっているわけでしょう。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

議員から、学校給食の補助金の仕組みについて御質問いただいております。

議員御案内のとおり、学校給食の無償化というときに、補助金の流れが御案内のように3種類あります。要保護の児童・生徒、それから、準要保護という補助金をもらっている児童・生徒、そして、今回7月からさせていただいております上峰町の学校給食への補助、そういう3種類のところから、それぞれその児童・生徒に合わせた補助金が出ておることでございます。結果的に上峰町の小、中学校の児童・生徒は、全員給食費は無償になっているというふうになります。

以上です。

〇6番(井上正宣君)

準要保護の生徒のことをお聞きしますが、この金額は、個人に全部入るんですか。それとも、どこか銀行に真っすぐ納入するとかいろんな方法があると思うんです。特に要保護にしても国から補助金が来るのはどういう流れで補助金が来ているのか、準要保護は町から払っている。どういう方法で配っているのかですね。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

議員より補助金の流れについて御質問いただきました。要保護と準要保護でそれぞれ流れ が違いますので、それぞれ御案内いたします。

まず、要保護につきましては、国からの補助金ということで直接児童・生徒の保護者のほうにまいります。これに対して準要保護の補助金は、上峰町のほうから支給をいたします。 以前は、その児童・生徒の保護者に現金でお渡しをして、そして、学校の窓口のほうで受領いただき、それを学校給食費のほうへ納めていただいておりました。

現在、無償化の手続、また、国の制度の改定によって、学校長へ受領を委任することができるようになりました。そういうことで、手続上は上峰町の補助金をそのまま委任していた

だいたことによって、学校長が受領し、給食費の会計のほうに納めていただいております。 以上です。 (「次に行ってください」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺﨑太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、町外通学の子供に対して補助金はについて、執行部より答弁を求めます。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

井上議員の質問事項3、学校給食費についての要旨2、町外通学の子供に対して補助金は という御質問についてお答えをいたします。

町外の小、中学校、または町外の特別支援学校に通学する児童・生徒の保護者に対しても、 学校給食費の補助をしております。上峰町ホームページにて、学校給食費の補助金制度について報じるとともに、平成30年3月に再度、未申請の方に個別に御案内をいたしました。対象者全員と連絡がとれ、給食を食べている児童生徒の保護者全員、30件から申請をいただき、合計502,434円の補助を出しました。

以上です

〇6番(井上正宣君)

ということは、準要保護と町外の通学は、金額は同等ぐらいですかね。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

議員より、町外の給食費の補助の金額について御質問いただきました。

補助金交付要綱の中では、それぞれの学校の給食費のうち上限を上峰町の給食費に合わせるというふうにしております。上峰町の給食費よりも高い給食費の方の場合は、上峰町と同額の金額を補助しております。また、少し補足しますと、ミルク給食と申しまして、牛乳だけ給食で出している、残りは弁当という学校も17件ございました。こちらについては、ミルク給食の牛乳に係る給食費についてのみ補助をいたしました。

以上です。(「次に行ってください」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺崎太彦君)

それでは、次へ進みます。

質問事項4、耕地整理溜池について、質問要旨、現在までの進捗はについて、執行部より 答弁を求めます。

〇産業課長(日髙泰明君)

井上議員御質問の質問事項4、耕地整備溜池について、要旨、現在までの進捗はについて 御答弁いたします。

前年度、町は県営の土地改良事業となります農村地域防災減災事業ため池整備事業の新規 採択を受けるための計画概要書を作成し、施行申請の法手続を行ったところです。本年4月 に新規採択の通知があったところで、現在事業計画についてその公告縦覧を行っています。 本年度につきましては、当初予算におきまして、県営耕地整理ため池整備事業負担金としま して予算承認いただいているところでございます。

堤体の長さが約120メートル、高さが約10メートルもあるような町内でも大きなため池の一つでありますので、事業完了まで5年を計画しておりまして、今年度に実施設計、来年から工事着手の計画としておりますが、災害防止のために緊急性があるところと認識しておりますので、事業の早期完了に向けて、国、県、そして地元の方々、土地改良区と一体となって、さらに協議を進めながら、今後は早期完了に向けて取り組んで、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、井上議員の質問の答弁を終わります。

〇6番(井上正宣君)

御存じのとおり、近年、災害というものは時間雨量100ミリ、こういうのはもうざらにあるわけですね。そうすると、上峰町内にある河川、ため池、そういうのが決壊するのは目に見えているわけですね。耕地整理ため池はもとより、谷渡のため池、井柳川、切通川、そういうのは決壊するのがわかっているんですよ。できるだけ早くやっぱり工事を進めてほしいと。そして、ましてや南部に活断層が入っているんですね、白石平野から久留米まで。これが地震が起きると、震度7やったらもう上峰は莫大な被害を受けるわけです。特に耕地整理ため池については、これが決壊すると塚原、それから堤、切通、これがかなりの被害が出ると思うんです。ですから、一日でも早くこの緊急性があるため池を整備してほしいという要望ですが、よろしくお願いします。

〇議長(寺﨑太彦君)

答弁はよろしいですか。(発言する者あり)

〇産業課長(日髙泰明君)

一日も早い工事着工、そして早期完了をというふうなところで答弁させていただきます。 従前よりこのため池については、漏水について話があっているところでありまして、平成 26年、27年と現場に立ち会いまして、28年に陳情書を受けまして、この工事に着手するよう なところで計画をしておるところでございます。

月日がたっておりますが、一日も早い工事完了をというふうなところでスピード感を持って現在まで運んできているところと認識しておりますので、これからも事業のスピードを緩めずに、早期完了に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〇議長(寺崎太彦君)

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。したがって、4時25分まで休憩したいと思います。休憩。

午後4時12分 休憩午後4時25分 再開

〇議長(寺崎太彦君)

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項5、イオンの閉店について、質問要旨、町民に与える影響は大きいと 思うがについて、執行部より答弁を求めます。

〇町長(武廣勇平君)

井上議員の御質疑でございますが、イオンの閉店について町民に与える影響は大きいと思うがということで要旨に書かれてございます。答弁重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

先般、イオン上峰店の閉店について議員の皆様方にもお示しをいたしましたとおり、大変 大きな影響があるものと理解をいたしております。町内の雇用者についても2桁の方々が雇 用されているということもございますし、また、買い物の難民という状況が生まれるほどで はないと思いますけれども、先ほど税の面、また精神的な面で、非常に拠点として位置して きたイオン上峰でございますので、大きな影響があるものと思ってございます。

町といたしましてはこうした影響を鑑みて、商工会からも御要請をいただいているように、 求められる機能というものを把握し、かつ、町内のさまざまな御意見を聞きながら、この地 域についての新たな考え方についてまとめていくために、土地の取得について昨日方針を発 表させていただいたところでございます。

今後とも、議会の皆様方の御理解と御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

〇6番(井上正宣君)

本当にいきなりですから、大変だと思うんですね。これはイオンになる前、サティのオープンしたときは、私も東側入り口に40坪ぐらい借りて花屋を出しておりましたが、その後1年で私は撤退いたしました。

この固定資産税、法人税、合わせたところで幾らぐらいの税金がかかるんですかね。おおよそどれぐらいだと。これは、町が買うとしたら法人税から固定資産税なくなるわけですから、大体どれぐらいの規模の税金が飛ぶかどうか、それをお聞きしたい。

〇町長 (武廣勇平君)

地方税であります法人住民税につきましては、テナントも含めた事業所登録をしている企業がどれくらいかということで把握する必要がございます。この点、税務課のほうでわかる

範囲で答えていただきたいと思いますけれども、また、固定資産税につきましては、現状の 状況から仮に、今、議員が想定されているのが、更地にし、建物がなくなる状態のこと、ま た、イオン九州の所有している土地が町が取得するとなった場合にどのような試算かという ことでお尋ねだと思いますが、現在その建物についてどのようにしていくかについて不確実 なところでございますし、不確実な状況の中、なくなった状況というものをもとに、税収入 がなくなるという議論が先走りするのも、慎重な議論が必要だという中で、議員からも言葉 には適切に、慎重に選んで答えなさいという中で考えるところがございますが、税務課で現 在わかる範囲でお答えを申し上げたいと思います。現在の事業税収入と固定資産税額と、ま た、土地、建物のそれぞれの税額について、現在の税収としての答弁をさせていただきたい と思います。

〇町長(武廣勇平君)

大変失礼いたしました。個人情報に当たる可能性がございますので、税務課としても少し ちゅうちょをしているということでございますが、態様の変更がどのようにされるかという ことがはっきりしない中、また個人情報の観点から、その点については内部でしっかり協議 をしながら、後日皆様方に御紹介できる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

〇6番(井上正宣君)

同僚議員もお聞きしていると思うんですが、土地、建物で幾らぐらいで売るかどうか、おおよそ答えていただいて、わかる範囲。

〇町長 (武廣勇平君)

仮定の質問でございますし、どのような形で今後、新たなこのエリアに対する変更を加えていくかということがはっきりしないわけでもございますので、要交渉が、交渉の必要がありますので、現在はっきりとした額が出せるわけではございませんので、御理解、御容赦いただきたいと思います。

〇6番(井上正宣君)

なぜこういうことを聞くかというと、外国資本を入れてやる。どういうことかと申しますと、結局、大店舗法はあるわけですね。これをクリアしないとちょっと買えないでしょう。 更地なら買えるかもわからんけど、土地、建物をそのまま生かすとなると、大店舗法が必要だと思うんですが、その辺はいかがですか。

〇町長(武廣勇平君)

私も浅学なもので、土地、建物を取得する際に大店舗法上問題となる理由がちょっとわかりかねず、質問の御趣旨がちょっとわかってございませんので、もう少し具体的に言っていただければと思います。

〇6番(井上正宣君)

この大店舗法を省いて、ただ金額だけの問題で、例えば5億円か6億円ぐらいで土地、建

物を全部売ってくれるなら、外国資本を入れてすぐにでもできると思うんですよ。

どういうことかというと、この前、課長も行かれましたね、南大門市場。東大門市場はビルなんです。間口が一間ずつずっとある。いっぱいあるんですよ。そいぎ10億円より安かったら、韓国の資本でなだれ込んできますよ。そうすると町は活性化してにぎわいますよ。韓国の人が商売が上手ですから。日本人は下手だけど、韓国人は商売上手です。あれだけの店があって、行列ですから、まさにびっくりしますよ。10億円以下だったら飛びついてきますよ。その点、町長考え直してみらんですか。

〇町長(武廣勇平君)

町内の交流人口をふやすということであったり、町内の域内総生産を高めるということを、どの地方自治体も地域の活性化の念頭に置いている意味は、町内雇用をふやし、町内、また国内の法人の利益を上げ、お金が地域内で還流する仕組みをつくるために行うものだと思っております。ですので、積極的に外国資本に土地、建物について渡していくということよりも、やはり国内、圏域内、企業と連携しながら域内総生産を高めるところに地方行政の役割があるものと理解をいたしております。

〇6番(井上正宣君)

以前にも一般質問で出しておりましたが、田んぼをとにかく5町歩ぐらい潰して、南大門市場的なものを、市場をつくったらどうかと、町の活性化のために。そういう提案をしましたけれども、実現できませんでした。町長も御存じのとおり、南大門、東大門、市場を見てみられたと思うんですが、商魂たくましい、とにかく韓国人ならではの商売。上峰に来たら、やっぱり町外からもどんどん押し寄せてくると思うんです。品物は安い。ちょうどトライアルが韓国系の社長でしょう。ああいう商売だと思うんです。だから、海外の外国資本を入れるかどうかというものも一つの選択肢だと思うんですが、それも町長、考えておっていただきたいと思うんです。それはどうですかね。

〇町長 (武廣勇平君)

今おっしゃっていただきましたように外国資本であっても、国内事業所として登録され経済活動を行っている事業所を妨げるものではありませんし、より集客を見込める企業もあるやに聞いてございます。そうした点については、大きなGMSの話をされていると思いますが、まだ地型がどのようになるかというのがはっきりしない中で、これはこうあるべきだという話は、具体的には差し控えさせていただきたいと思います。

〇議長(寺崎太彦君)

もう終了でよろしいですか。

これをもちまして6番井上正宣議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれを もって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時40分 散会